

解
読

海防之集説

茨城県立図書館

郷土資料整理ボランティアグループ

解読について

本書は、茨城県立図書館蔵書に基づいて、同図書館郷土資料整理ボランティアグループが、原文の読み下し、ワープロ入力、および編集を行い解読したものである。グループ作業に関する事務・とりまとめについては図書館情報資料課のお世話を受けた。製本にあたっては同じく同県立図書館の図書修理ボランティアグループに指導をいただいた。あわせてお礼を申し上げます。

平成三十一年三月

茨城県立図書館 郷土資料整理ボランティアグループ

今泉友見 金沢多恵子 唐沢矩子 金原ヒロ 辻雅子

中山真一 堀江克己 山崎弘道 柚原俊一

序

本書は、江戸期中の十八世紀後半から十九世紀前半にかけ、我が国に来航したロシア国王使節の通商要求と漂流者送還並びに幕府の対応、日本近海に出没したイギリスなどの異国船とそれらの海上での振舞い、異国船から上陸した異国人の目的、挙動等、更には、当時のイギリス、ロシア等の西洋列強の概略、主として、これらに関する史料を、水戸藩の儒臣、立原翠軒〔以下、翠軒、（一七四四～一八二三）〕が、概ね、収集し、「海防の集説」として編纂したものである。本書には、後述の水戸下町の町年寄、加藤松羅（一七六三～一八三一）が収集した史料も含まれる。

本書の冒頭では、ローマ教皇庁の意を受けたキリシタン宣教師が、日本を大阪以西と東に分割、布教し、教えを広めた後、日本を奪い、随えることがローマ教皇庁の目的であると言うイルマン（キリシタン修士）同宿の自白を記している。

次には、本書全ページ数のほぼ半数〔後述の加賀藩儒臣、本田利明（一七四三～一八二二）の説も含む〕を割いて、ロシアの北方進出関連の事柄を収録する。それらは、以下の様である。（一）文化元年

(一八〇四)、日本人漂流者四名を同伴し、長崎に来航したロシア国王使節レサノツト(史書では、レザノフ)の通商要求、貢献品目録、日本への航路、乗組員数。(二) ロシア船の長崎来航に対する佐賀鍋島侯及び筑前黒田侯による長崎港警護や巷の様子。(三) ロシアへの通商拒否の幕府趣旨文。以上のロシア関連の収録史料は、佐賀鍋島侯から幕府宛の長崎への異国船来航の届書、幕府通詞のロシア国王からの呈書等の和訳文、長崎在勤の長崎奉行家臣や長崎会所役人の書簡、他である。

本書では、更に、イギリス船関連の事柄を採録する。まずは、文政五年(一八二二)、イギリス船及びオランダ船の相州浦賀への着岸、これに対しての周辺防備のための諸大名布陣等を記し次に、常陸沖、房州沖など沿海でのイギリス船等の出没と日本船との食糧調達等のための交接、続いて、文政七年(一八二四)の薩州宝島へのイギリス捕鯨船員の上陸・銃撃と薩摩藩士との争闘、これらの異国船員の無断上陸、野牛奪取、廻船米穀の奪取等を受け出された幕府の文政八年(一八二五)の異国船打払令、仙台御蔵米の江戸への廻船に対する唐人海賊の襲撃と仙台侯他の沿岸防備体制が記される。右記のイギリス等関連の事柄の内、異国船出没については、沿岸陣屋守備の大名他の届書及び水夫・

町人等の異国船見聞談、薩摩宝島の件は幕府代官からの書付、文政八年の異国船打払令については、幕府の達及び関連御触書等を採録している。

本書後半部分では、加賀藩儒臣である本田利明の説として、当時のイギリス、ロシア、トルコ等の西洋海外列強の概略、根室及び長崎へのロシア船の渡来、ロシアの蝦夷地での動静や島々侵入の企みに関する異国人からの情報告知等を記述している。右記の列強記述には、当時の清国とロシアの関係も含まれている。

編纂者の翠軒は彰考館(水戸藩の修史局)総裁として、水戸第六代藩主治保侯を通して、幕府要路者、例えば、老中松平定信への海防に関する献策・意見具申ができる立場にあり、また、幕府儒臣の柴野栗山(一七三六―一八〇七)、加賀藩の開明思想を有する儒臣、本田利明、他と交誼を有しており、来航する外国に対する幕府外交、当時の海外列国の事情、我が国沿海での異国船出没状況等に関する情報の入手が可能な立場にもあった。翠軒は、当時のロシアの樺太、エトロフ島、ウルップ島などへの侵入を天下の大患の一つとして挙げ、我が国の海防の枢要なことを深く認識し、門人の木村謙次、他を水戸藩の蝦夷地調査(寛政五年)及び幕府の近藤重蔵による同地調査(寛政十年)に従事させる

など、北方調査を推進しており、史学のみならず北方事情にも精通していたと考えられる。

本書は、茨城県立図書館の松羅館文庫、全一二七部の冊子の中に、第一〇四号冊子として筆写文が収められている。松羅館文庫には、前述の町年寄、加藤松羅が家業の酒造業の傍ら、収集・筆写した広範圀の郷土史料が、主として収蔵されている。

平成三十一年三月

柚原 俊一

写録注

読者の便を考慮し、本書では以下のように標記しました。

- 解読文は左側のページに原文は右側のページに収録した。
- 旧漢字は原則として常用漢字とした。ただし、固有名詞(地名、人名)はこの限りではない。
- 異体字、変体仮名は正字に、もしくはひらかなに直した読み仮名は原本と同様片仮名とした。原本にならない、本文同様の文語体である。
- 仮名づかいは、原文の歴史的仮名づかいのままとした。
- 明らかな誤字は「ママ」とルビを振り、正しい字を()内に示した。また明らかな脱字は()を挿入して補った。
- 原文は句読点がなく書き継いでいる。読みやすくするため句点をつけるべきところは一字あけ、読点をつけるべきところは半字あけとした。
- 数字の大字(壹・弍・参・拾)は、漢数字(一・二・三・十)に置き換えた。また、略字(廿・卅等)も漢数字に改めた。
- 坎(歟Ⅱか)は、小さい「か」に置き換え行の中央に配置した

今度 筑前国大嶋ニて捕候南蛮伴天連いるまん同宿

白状の覚

一 いたりやの国 らうまと言所に吉利支丹宗門の頭はつはと言
者有 国々へ伴天連を遣し宗門を弘め 其国はつはに随ひ
候へは漸々奉行を遣し致仕置候 のひすはんや王呂 競師 文宋
其外国 多貪取申候 日本ハ軍にてハ難成ゆへ 後世の為に宗
門を弘るとて伴天連を渡 宗門大方弘り候時分 仲ヶ間ニて
軍をいたし日本の地宗をうちたいらけ はつはに随ん
とのたくミにて候事

一 吉利支丹宗門のこんはにや申派 さんふらんしすこと申
派の伴天連 年来日本へ渡申候 はつは前にて日本を
うはい公事を仕候所 はつは批判に日本百十六ヶ国を

二ふち取らるる人あらんとす。おへんるをばとて
 日ちそつはまはひいふ。ちて遠れうらあといふ。①
 ②由美國もやうなゆきなり。

一徳天とていふ。いふ。むね年といふ。金銀の流るる
 り。即ち萬年といふ。むね年といふ。はまはひいふ。③
 ④流るる。かたて。むね年といふ。はまはひいふ。⑤
 ⑥金銀の流るる。むね年といふ。はまはひいふ。⑦

一高きより人へ傳てて。いふ。むね年といふ。はまはひいふ。⑧
 ⑨年人ねれといふ。年人といふ。むね年といふ。はまはひいふ。⑩
 ⑪とていふ。いふ。むね年といふ。はまはひいふ。⑫
 ⑬年よりいふ。下由思ふ。むね年といふ。はまはひいふ。⑭
 ⑮水いふ人といふ。むね年といふ。はまはひいふ。⑯

二に分 大坂より東ハさんふらんしすこ 西ハこんはにや法を弘
日本はつはに随ひ候ハ、 右の通 違乱有之間敷と申渡候
由 異国ニて専ら此沙汰仕候事

一 伴天連を日本へ渡申事数年ニて候 此入目金銀 門派門派に帳
ニ付置候 数百年過候ても日本はつはに随候時 右の入目面々
派々旦那より取可申為の儀ニ候 世界有之間ハ はてれんを
渡 宗門を弘 日本を可取覚悟候事

一 呂宋に 日本人の伴天連四人有之 其内一人ハ豊前国 加賀山
隼人親類ニて候 隼人 先年大罪ニ遭申候 此親類の伴天
連日本へ渡し可申との儀ニて候 一人ハ黒川寿麿ママ(庵)と申候 来
年日本へ渡可申由 呂宋ニて我等共物語仕候 南蛮伴天連
れいもんと申者も来年渡可申由 是も我等共へ語申候 其

外に人々を引く事高知を引く事と云ふは又海防の要
下りたる事なりや斯くして之と多くたゞいふに似
て是より引く事一はさかぬに似たり

一是等よりも切要なる事なりといふは、口々にいふは
とち一は利に舟なり又船一は外に引く事なりは
名を語るは多し一なるものか、何は外に引く事
と云ふ事なりは、舟を引く事なり、是を引く事なり、
この事なり、又その事なり、と云ふは、何と云ふ事
なり、と云ふ事なり、と云ふ事なり、と云ふ事なり

あひ日

井上屋

右六卷六分先延書キト

外 日本人の子二人 学問致させ 何もはてれんに取立日本へ渡
可申為の由 承候 如斯 はてれんを多く方々の国ニ仕立
置 連々日本へ渡可申由 専取沙汰仕候

一 先年 日本ニて切支丹宗門弘り申候時分ニ 日本の出家に金銀
を出し吉利死旦宗門に致し候 其外日本のいるまん同
宿を諸寺諸山へ遣し 学問を為致 仏法神道の極意
を習取 はつは方へ遣 南蛮口ニ引直て板にをこし国
々のはてれんに遣 学問を致させ申候 何れの道ニも日を
重 法を弘したかへぬとの工ニ候事

未九月八日

井上筑後守

右ハ加藤又衛門先祖写真置候

松平忠房殿より用書にて仰る事付



時方より國船一艘長崎へ渡来し付ぬ事既に云々去年
に松崎英信牌より渡来しんヲロシヤ船と稱するに松崎
英信が御子松崎英信とありしに成瀬國幡とありしと云々
松崎英信の御子とありしに成瀬國幡とありしと云々

去年
九月一日

松平忠房殿

ヲロシヤ一艘時方より長崎へ渡来し付ぬ事既に云々去年
に松崎英信の御子松崎英信とありしに成瀬國幡とありしと云々
松崎英信の御子とありしに成瀬國幡とありしと云々

松平肥前守殿より御用番へ被届候書付

昨日七日 異国船一艘 長崎へ渡来ニ付為相糺候処 去丑年
於蝦夷 信牌御渡在之候ヲロシヤ船ニて 願の筋有之致到
来候旨 外ニ疑敷儀も相聞不申由 成瀬因幡守より長崎に

指置候家来の者へ以書付被申達候段申越候 此段御届仕候 以上

文化元年

九月八日

松平肥前守

ヲロシヤ一艘 昨七日 長崎渡来候段ハ 別紙ニ申上候 右ニ付御番
所並島々番人等弥嚴重に相守 且兼て相備置候家老
諫早播磨其外 早速彼地ニ指越 警衛の通 成瀬因
幡守得指図候様申付候 尚又 追々人数指遣候手配仕趣

今日 御当地神崎へ碇を入候ヲロシヤ舟国王より 使節の

役人レサノット 舟頭クルウセンステル申上候趣 左に奉申上候

一 ヲロシヤ舟一艘 曆数一千八百三年八月十一日 享和三年
亥六月

同所出舟仕 デ、ねコルカの内ユツヘンハアガカナリヤ島 並
南アメリカ

州の内フランソヤ国 夫より南海を周り 曆数一千八百四

年九月三日 当子七月
二十九日 カムシカツテカに至り 同九月十日当八月

七日 同所出船仕 今日迄三十三(日)経り海上無別条着岸

仕候 右一艘の外御当地渡来の舟無御座候

一 今般使節の役人渡来仕候義ハ ヲロシヤ国主より江府へ

呈書並御奉行所へハ右写書持越候段申出候ニ付 右

[illegible]

一、新嘉坡人、數十人、四ツテ、ヲロシヤ人、目、四人、
即チ、新嘉坡、名、新嘉坡、大、人、ノ、所、ナ、ク、年、以、前、
ヲ、ロ、シ、ヤ、國、ニ、渡、來、シ、テ、自、由、民、連、合、ト、シ、テ、名、ヲ、

書翰沖御出役御檢使へ指出候様申聞候所 本書ハ江府
表へ使節の者持参呈上仕候 写書ハ御奉行所へ罷出
直々指上候様国主より命を受候ニ付 何分他の御方へハ附属
難仕候段申出候 依之 右呈書の大意相尋候所 先年
於蝦夷地 信牌給り候御札為申上候 今般以使節 捧
献貢 江府拝札相勤 以来御当国へ自国の信義を
結ひ 且交易の儀ニ付ては心願の筋も御座候

一本船乗組人数八十五人 内八十一人ヲロシヤ人 日本人四人
外ニ乗組の者無御座候 右日本人の儀ハ十二ヶ年以前
ヲロシヤ国へ漂流仕候ニ付 当節連渡申候 右の段ヲロシ

ヤ新改長と名付し、カヒタレヘレデレキドクワ
 大と新改し、人取ト云、和能仁持下、以て
 子九ノセ。

通河目付

三島、加福、あじや

石橋、ゆたろ

中山、化、とろ

名村、とろ、とろ

と村、とろ、とろ

和、本、とろ、とろ

横山、とろ、とろ

ヤ船頭長の者共申出候 カヒタンヘンデレキドクワ

右の趣 かひたん承申上候ニ付 和解仕 指上申候 以上

子九月七日

通詞目付

三島五郎助

通詞

加福安次郎

石橋助左衛門

中山作三郎

名村多吉郎

今村金兵衛

本木庄左衛門

横山勝之允

恭頌而

之村多事
了局為事

大日本國より南洋に下りてコロレヤ國より近き處にありて我々の
 之を貴國の他より先くおび代りて我々の業を譲りて我々の
 次は我々の國を治めしむる國主へウトルと第一とて我々の
 カルイナと第二とて我々の代りて我々の國を治めしむる
 國主へウトルと第三とて我々の國主の如く我々の國を
 治めしむる國主の如く我々の國を治めしむる國主の如く
 我々の國を治めしむる國主の如く我々の國を治めしむる
 國主の如く我々の國を治めしむる國主の如く我々の國を
 治めしむる國主の如く我々の國を治めしむる國主の如く

今村多衛門

馬場為八郎

恭敬而

大日本国王の殿下に フロシヤ国王より進呈する書に載る所
は 貴国御代々 歳久敷御代御繁荣 謹て祝賀仕候
次に 私祖国土を治めしより 国王へウトルを第一とし 女王
カタルイナを第二とす 此二代に至り我国を張業し 其末
阿蘭陀国 フランス国 エケレス国 トイツ国 其外国々 戦争
国々相静 諸邦に義を顕し 欧羅巴の諸州太平ニ及候
然るに貴国の儀ハ 本邦よりは懸隔なりといへとも属

国の地方不遠に 是迄信を通候儀無御座候へ共 向後の儀
格別に信を結ひ申度祈望ニ奉存候 從暮年

貴国御仁徳の儀ハ 女王カタルヒナ義兼て承知罷在候処
右計も先年貴国の船難風に逢 我国漂流仕候ニ付
先年貴国へ令帰朝候為め十二ヶ年以前自国より
船を仕出し連渡候 其節は伺方の者共格別に御手
厚き取扱被仰付 其上我国の船再貴国へ乗渡
たるに於ては 長崎の津に至るへく信牌を下し
給り感謝無量の仕合に御座候 右礼謝のため今般使
節を以て江府拝礼為仕以来貴国の高儀欣服

一 經交易を以て國を以て敵と爲す。此の如くは勝下
 乳舞を以て敵と爲す。其の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。
 此へル官コウアレサノワトとて、其の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。
 是國より他國を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。
 是國より他國を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。

一 是國より他國を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。
 此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。

一 是國より他國を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。
 此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。
 此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。此の如くは勝下乳舞を以て敵と爲す。

候猶交易の道開申度心願に依て大日本国王膝下に

礼拝を相願候ニ付ては 其身柄を撰ミ我心服の臣カア

ムルヘシル

官名

ウアレサノツトと申者令渡海候 元より

貴国の御作法不知案内ニ付 何卒御国法をも御示に預り度

奉存候

一 先年 難船に逢 我ニ漂流セシ貴国の人撫育仕度

此節連渡候

一 積年 御当国を慕ひ信義を結ひ度 兼々念願に

奉存候 此申書を呈し向後不寄何事 ご用筋承度

奉存候 前件の次第 宜敷聞取心願の通 交易相遂に

邦々ハ初屬國 カムレカテトハ エニレス アムレカツラ 其地
 幸少海ハ初邦々ハ初國ハ初也 其地ハ初其地
 ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初
 其國ハ初其國ハ初其國ハ初其國ハ初 其初其國ハ
 力邦邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初 命々ハ
 邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初 邦々ハ初邦々ハ
 邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初 邦々ハ初邦々ハ
 邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初 邦々ハ初邦々ハ
 邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初邦々ハ初 邦々ハ初邦々ハ

謹言

於てハ 我属国 カムシカテト北
アメリカノ間ニ在 シユレン アムシカツテ
アノ辺ニ在 の島々より
乗渡し候 船数の儀御指図に任せ 長崎の津其外の地
へハ 御指揮次第渡来仕らせ可申候 若又 向後

貴国の人 我国内何の浦ニ 漂流たるとも 無聊差問 令
入津 扶助いたし候様ニ 兼て津々浦々に至迄命を下し
置候 其人々 御当国何方の津へ連渡可申哉 商法等ニ付
ては 心願候趣 則使節の者にコウアレイツト具に申含置候間
貴国高官の御方御尋の次第も御座候ハ、 右使節の者ニ
御沙汰被成下度奉存候

謹貢

一時中、竹や象印物

一、大鏡

一、獵虎皮

一、象牙細工物

一、洗炮、大巾を

右名、海防に用ゐるもの、國々、各物に任るもの、此の如く、
しるすに、くわ、傾幸、多難、ふり、その國々、多難、
相、あ、い、ふ、境、を、し

王、府、べ、ー、トル、ベ、グ、に、於、て、即、任、を、三、年、有、ふ、也。

ワロシヤ、國、王、アレキサンデル、判

國、元、ワロシツフ

一 時計仕込候象作物

一 大鏡

一 獵虎皮

一 象牙細工物

一 鉄砲大小色々

右は流儀の至二候へ共 自国の産物ニ任貢上仕候 御照納
被下に於ては欣幸至極に奉存候 其外 国産の奇品等
猶可備上覧奉存候

王府ベートルベクに於て即位より三年六月三十日

ヲロシヤ国王アレキチントル判 国老ヲロンソフ

右ノ口也や國主も指すところを意圖するが如し
使節も彼レサノワノル形勢を伺ひ知すべし

子ありす

目付亦亦同連也

一と云ふは其の義は蓋し一國を蓋し一と云ふは其の
人々を蓋し是れ指し教ある所を指し教ある所を
指し教ある所を

一と云ふは其の義は蓋し一國を蓋し一と云ふは其の
人々を蓋し是れ指し教ある所を指し教ある所を

一と云ふは其の義は蓋し一國を蓋し一と云ふは其の
人々を蓋し是れ指し教ある所を指し教ある所を

右ヲロシヤ国王より捧書簡の主意 当節来朝仕候
使節の役レサノツト申候承候趣 和解仕 指上申候

子九月十日 目付 大小通詞連印

一 今度渡来仕候義ハ 兼々御国を慕しく奉存 此節
の役人を以 江府へ捧献貢 拝札相勤 向後信義を
結ひ度念願ニ御座候

一 交易の儀御願申上度 御免被仰付候ハ、如何の商法を以
商売筋可被仰付候哉奉伺候

一 日本船 向後万一リユス国へ漂流仕候節ハ 右乗与の者共
御国何方へ連渡リ候て可然哉奉伺候

一、南國を制するは、何日品調進せむと欲する
 大なる事なり。然るに、又商賈とて、其利を以て、
 何日品を運ぶに、其利を以て、

一、先年リ、ス國、海防に、何人、其利を、連海、其利を、
 其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、
 其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、

一、高年より、何人、連海、其利を、

一、何人、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、
 其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、

子ありて、

大なる事なり

一、何人、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、

四月、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、其利を、

一御当国御用の品々 不依何品 調進仕度心願ニ御座候間
右御□砌 被仰付度 猶又商売として持渡候品々も不
依何品 御注文被仰付度奉存候

一先年リユス国へ漂流の日本人蝦夷地へ連渡候砌 格別
御手厚キ御取扱ニ被仰付候段 其節蝦夷地へ罷越候同方
の者ラツクキン帰国の上 相達候 御国恵難有奉存候
一当年日本人四人連渡申候

右は 国王より捧書翰の主意 当節来朝候ヲロシヤ船使
節の義レサノット申由承候趣 和解仕 指上申候

子九月八日

大小通詞

右御城にて写牛久山口商家中太田氏より来 文化 年乙丑正月十八日 相田正路写

四月十五日再写 此君堂

長崎会所役人 村上清太郎 文通

当月六日昼過 野母御番所より 異国船一艘見出候御注進
有之 追々近寄候趣ニ付 紅毛船の振合を以 旗合の御手当
被仰付 かひたん並外紅毛人三人 大小通詞一同指遣候処
例の場所ニてハ 乗込出来兼伊王島外迄も罷出候所 初
夜比に至り伊王島ニ入港 例の御手数ニて御糺御座候所ヲロ
シヤ船に相違無之 其夜ハ一通り御手数ニて伊王島へ繫
被置候由 船の様子は 紅毛船同様 旗印ハ先年松前に
参候船同前 長サ十八九間も有之趣に御座候 乗組人数
八十五人の内 八十一人ハヲロシヤ 四人は仙台的の漂民に

御座候 船中の役頭は レサツトと申ものにて 本邦にては
諸侯に当り候身柄と申事にて 随分身重キ者ニ相見候由
昼夜守護の者 左右一人ツ、 鎗と鉄砲を仕込候ものを
携 一時代にて付添居候由 此役頭始 乗組候者共 紅毛詞も
出来 フランス詞も巧者 日本詞も出来候由 右ニ付てハかびたん
の通弁ハ審ニ出来 通詞計ニても能分り候由 先初 何ゆへ
渡来候哉と御尋御座候処 フロシヤ国王より江戸表へ三通の
書翰呈上仕 献貢を捧け拝礼相勤度使節の為に
渡来仕候趣申立候由

三通の書翰は 彼邦の横文字一通 漢文のとき一通

初め、新書、格如、ものゝやうに

歌、貴く品者

象牙、細工、相品

三石、解く、大鏡

琵琶、大小、各々

時計、付、く、象、能、う、相
桶、虎、皮

右、手、箱、を、重、尻、や、思、ひ、ま、う、お、と、重、箱、を、思、ひ、
海、や、重、い、う、う、け、う、ぬ、る、お、お、う、の、
り、

先、手、箱、重、尻、や、思、ひ、ま、う、お、と、重、箱、を、思、ひ、
海、や、重、い、う、う、け、う、ぬ、る、お、お、う、の、

和文の願書候様成ものニ御座候由

献貢の品は

象牙細工物品々

時計仕込候象の作り物

三間余の大鏡

狢虎皮

鉄砲大小品々

右書翰は 金泥にて認 箱ニ入 其箱を金銀を以織立候

錦にて覆ひいたし有之由 けしからぬ見事成物と申候儀ニ

御座候

先年 蝦夷地にて御渡被成候信牌持渡候哉と御尋御座候所
持渡候由にて 是又 立派の箱ニ入 錦繡の覆ひをかけ恭しく

ねむく船へ、カッパを布同まつはせしむるやしや
 本邦と年月を、去年六月廿四、タロシヤ國古帆デイチ
 アメリカ洲の、ブラシリヤ國に到り、まう、南海を、四、南
 七月、カミカ國に到り、八月、七、回、古帆、三十一、日、經
 南、西、島、群、行、る、右、海、人、寛政、五、丑、年、仙、臺、島、界
 獲、得、其、名、義、風、を、色、徳、國、と、稱、海、人、多、少、船、人、數
 十、六、人、之、内、三、人、ハ、ヨ、ロ、シ、ヤ、國、を、病、死、船、十、三、人、之、内、九
 人、ハ、被、地、を、海、人、四、人、連、得、る、名、を、色、徳、人、と、名、風
 津、と、名、を、海、人、多、少、島、子、十、四、人、之、内、十、四、人、又、海
 人、ハ、室、と、名、を、海、人、多、少、島、子、十、三、人、之、内、十、三、人、又、海

持出御檢使へ入御覽候由 本国はいつ頃出候哉と御尋御座候処
本邦の年月にて 去年六月二十四日ヲロシヤ国出帆 デイね
アメリカ州の内ブラシリヤ国に至り 夫より南海を廻り 当
七月二十九日カムシカ国ニ至り 八月七日同所出帆 三十一日経
当所へ着船仕候由 右漂流人 寛政五丑年 仙台御城米
積請罷出候節 難風ニ逢 彼国へ致漂流 乗組人数
十六人の内 三人ハヲロシヤ国にて病死 残十三人の内 九
人ハ彼地へ相残 此節四人連渡候由 右の通兩人ハ寒風
津の者にて 津大夫当子六十歳 太十郎三十四歳 又兩
人ハ宝の湊の者にて 弥兵衛 作兵衛四十二三歳の者ニ御座候

右願書等 御檢使に指出候様 再応被仰付候へ共 江戸表ニ
自身罷越指上度 御奉行所へも御直ニ指上不申候てハ 相
成かたきとの事ニ御座候間 此儀よほと六ヶ敷候処 漸
御奉行所へ指上候書付は 当八月の夜御出役の御檢使へ
指出候趣に御座候

武器玉薬 御規式の通 指出候由

玉薬 三十三桶

劍 大小 十七腰

鉄砲 品々ニて 七十七挺

鑓の穂 二十四本

同小道具 品々

劍 四十一腰

塩硝 六箱

鉄砲 三挺

右の品々御船蔵へ相納り候趣ニ御座候

神の島へ繫居候てハ 風難もおそれ有之 ひとと相願候故
又々神崎内へ挽入被仰付候

右ニ付 市中の騒キ大方ならず事は 御察可有之 就中
入札商人の騒キハ身上にかゝり候事故 両三日ハけしからぬ
騒動ニ御座候 於会所者^マ(物)能時節 唐紅毛落札迄も相済
候間大安心仕候 諸家様より追々聞役罷出 御問合彼是御
役所にて混雑 御察可被下候 別て 佐嘉ハ御当番故 御番所
の御手配俄に品々御手入有之 筑前より種々の御手当有之
候由 別て 筑前は兼て如何様なる御手当相備り居候哉

[illegible]

三四日の内二百五十艘余の大船来着いたし 船飾美
れい 目を驚し候儀ニ御座候 先年御伺済候御手積故か
神崎より内ハ佐嘉よりの御固と相見候 神崎より外ハ筑前
よりの御備と相見候 佐嘉より追々馳集候人数 一万二
三千人 船も右ニ准し 筑前も一万人余の事ニ御座候由
両御番所 神沖手島の山々 軍陣を張 有之候体 是迄一向
絵にも見候事無御座候 いさきよき体ニ御座候場所にて 長キ
幕ハ二段ニも三段ニも張 其中ニ武器馬印指物 旗旗
風に飄り候体ハ 島の絵屏風を見候様ニ有之 本船の番
船中黒の御幕を張 六七艘にて取囲ミ居 十間計の

而面々佐嘉龍がし大船の船の幕と張武志と傳は
 以船を半渡しし中、龍をかくしり、移る所
 斗り多し、すなはち龍、人し、而、幸、時、七、八、多、不、口、川、橋
 する、時、刻、を、し、又、幸、大、村、を、人、中、場、不、足、を、え
 多、船、を、し、龍、船、を、し、船、を、え、中、場、を、し、移、る、所、を、し
 一、船、を、し、中、を、し、龍、を、え、山、を、し、面、を、し、又、も、大、道、を、し
 是、を、し、し

大、白、國、船、を、し、龍、を、し、中、を、し、大、村、を、し、人、中、場、不、足、を、え、多、船、を、し、龍、船、を、し、船、を、え、中、場、を、し、移、る、所、を、し
 一、船、を、し、中、を、し、龍、を、え、山、を、し、面、を、し、又、も、大、道、を、し
 是、を、し、し

文化四年
 九月十九日

外面は 佐嘉筑前の大船ニ緋の幕を張 武器を飾り
候船にて守護いたし居 中々嚴重成事ニ御座候 日々種々の評
計 自身見聞不仕候てハ難申上候所ニ 幸 昨十七日ハ会所御引継
にて暇を得時刻有之 又幸ニ大村より役人中場所見分ニ 被
遣船有之趣承候故 其船に飛乗候て沖場迄の様子見分仕候
一体の儀ハ中々書面ニ難書取 此書面よりハ又も大造の儀も
思召可被申候

右ニ付 因幡守様御発駕不相成 当十四日刻付 御宿次御差立御帰
府候儀ハ御伺に成候由 大村も例の通 御参府不相成 是又御伺ニ相成候
趣ニ御座候 右荒増早々申上候 以上 文化甲子 九月一八日

佐藤謙蔵文通

当年ハ道中筋川々指支候へ共仕合ニ藤沢ニ二日蒲原に
一日逗留仕候計ニ御座候然る所船中にて大嵐に逢申候乍
去繫場亘故一統無難ニ着仕候御存の周防国室積の湊
繫居候間至て凌能御座候二十七日の夜より風雨ニ御座候処
指ての儀も無之二十九日より余程強相成晦日暁方より大風雨ニ
相成船中難居五ツ時頃雨間を見合セ一同上陸仕候供船
二艘上の関より一里計脇山の間に繫居候所至て風当り強
怒り綱五本のうち四本切れ一本は助利猿公弊風右京山間の儀
ゆへ上陸も不相成甚難儀の由咄申候

[illegible]

ヲロシヤ船渡来仕 此表も賑々敷御座候 人数八十五人の内
四人日本人御座候 赤人は紅毛人の通りニ御座候 船も紅毛
に逢ひ不申候 長サ二十間計横六七間も可有御座候 当月
六日白帆見出し 翌七日 育黄島端神島と申所ニ碇入
繋居番船等付置候所 波高にて安心不仕候間 何卒湊へ
挽入呉候様達て相願候ニ付 十四日 幸崎沖いつも唐紅毛繋
場迄挽入申候 両家大村より領海へ番船出し 中ニも肥前は
当番年ニ御座候間 御番所前より深堀迄 大船六七艘小船数
艘皆弓鉄砲を繰り 御石火矢台場八ヶ所 両家にて四ヶ所
ツゝ受持 御石火矢ハ出し不申候へ共 幕を張 旗馬印を立 番

[illegible]

頭一人ツ、出居 夜中ハ小船にハ高張四張 大船には八ツ十程
ツ、立候間 二階より見候へは 七月の墓所のこつくニ御座候 私共
六日ハ佐嘉泊り 翌七日ハ午津迄参候所 肥前の早飛脚
参候て何事と承候へは異国船と計申候て 小田ニ参候て又々
早参候間 承候所ヲロシヤ船と答申候 三十六里の道法ヲ六
日朝出 七日の朝佐嘉迄参候ハ誠ニ早ニ御座候 ヲロシヤ本
国より日本迄海上壱万三千里と申事ニ御座候 尤日本の里
数ニ御座候 成瀬様ニも御下地^{アタ}(知)無之内は御出立も不相成
御家来なと大難渋ニ御座候 猶重便万々可申上候 恐々
謹言

ありしは 萬能を以て 和國を以て 爲す
 之を村久等より 元を以て 和國を以て 爲す
 平賀西郷が補ふべき

佐々 謹 啓

九月十八日

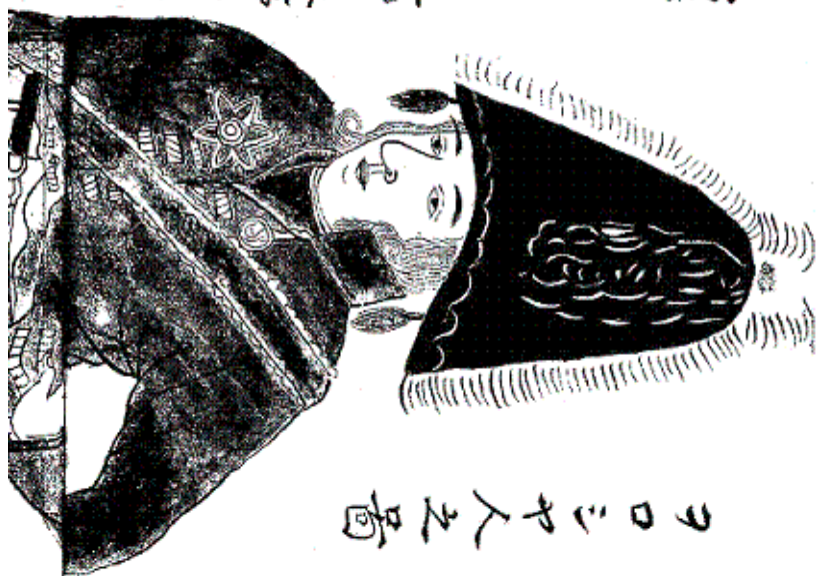
当時 長崎奉行 肥田豊後守殿家来

高村久米衛門様

元長崎奉行 当時 御作事奉行
平賀式部少輔殿家来

佐藤謙蔵

當節ヲロシヤ國ヨリ使節ノ役人ニ命ジサント
文化元里子年九月七日長崎ニ初ニ渡來

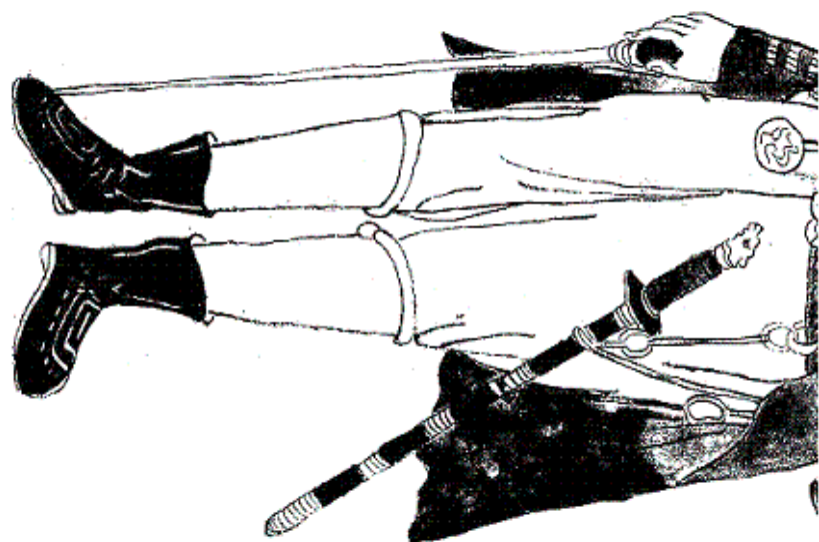


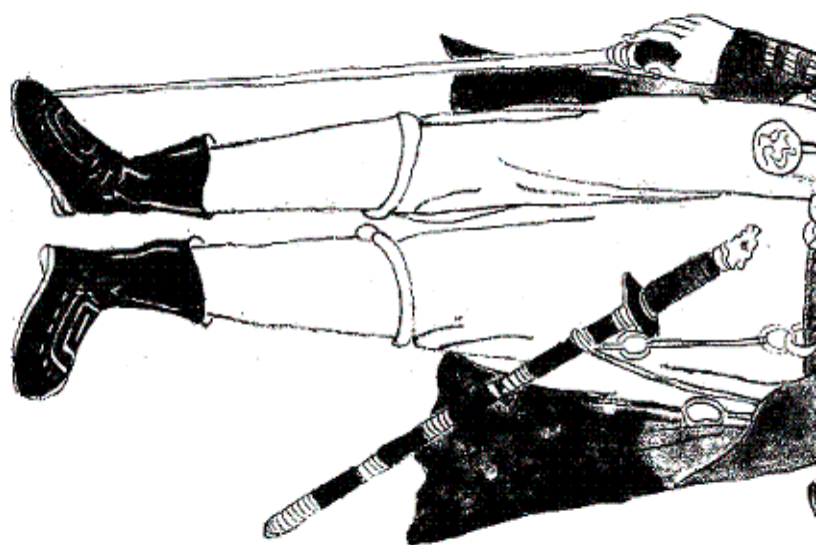
ヲロシヤ人之番

文化元年九月七日長崎ニ初ニ渡来
当節マロシヤ国より使節の役人名ハレサノシト



マロシヤ人の図





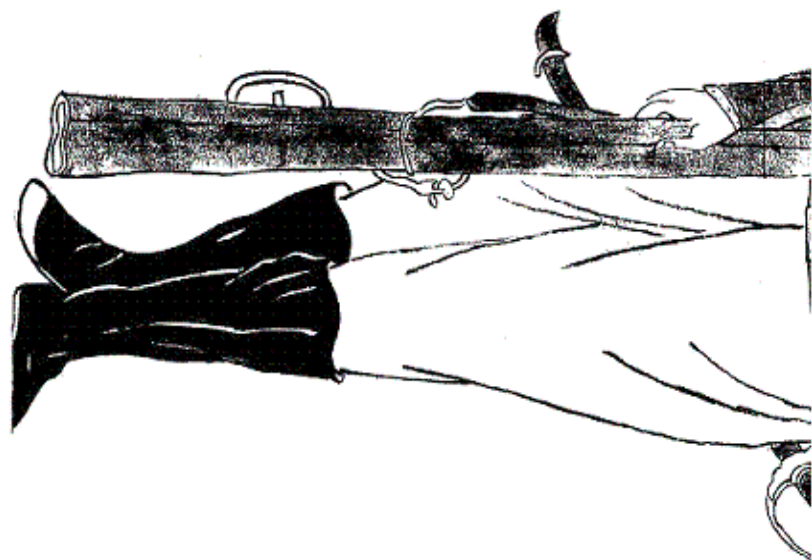


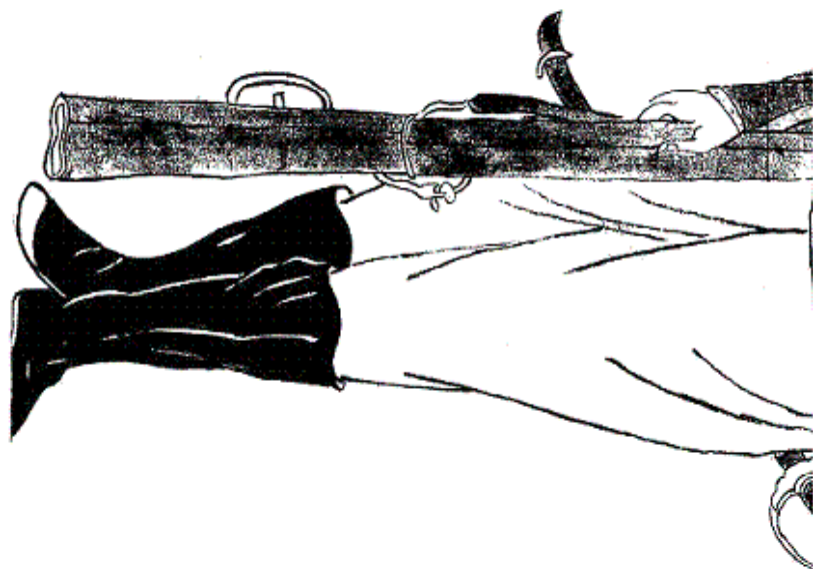
此鉄砲皮ニテ包ム
劔ノ穂取放シ



是ハ使節ハサノジツトの手下ノ役人

ヲロシヤ人の図





長崎ニてヲロシヤ人^江被仰渡候趣

我国　むかしより海外に通問する諸国すくなからす
といへとも　事便宜にあらざるに故に　我国の商売
外国に往事をととめ　外国より来ることをゆるさす
只　唐山　朝鮮　琉球　紅毛の往来すること互市の利
を必とするにあらず　来ること久しき　素より其謂れ
なるを以てなり　其国のこときハ　昔よりいまた曾て信
を通せしことなし　はからざるに　前年　我国漂泊の
人をいさなひて　松前に来つて通商を乞ひ　今又　長
崎に至りて好を通し　交易を開かんよしをはかる

既より其の旨は乃ひく海に、吾國は即ち此の
と切ると志す。夫れを以て凡そ其の通商
通商のるハ宜し。蓋し議定するも其の意
四海の諸國とも通じざるも既に久し。隣
邦國は傾くことあるも其の風土宜にして
其情を移けども又憐れんと欲せむ。其の
初事を知らん故を以て強く通交を求む。唐世
封疆を守りては有。いふ吾國一介の故を以て
朝廷唐世の法と變えんやれば其の意を
々吾國の礼物と爲す。是れ人々に礼と爲す。

既に其事再ひに及ひて 深く我国に望む心有
こと切なるをしれり しかりといへ共 望む所の通信
通商の事ハ重く爰に議すへからさるものあり 我
国 海外の諸国と通問せさること既に久し 隣誼
外国に修ることをしらさるにあらず 其風土異にして
事情におけるも又懽心を結ふにたらず いたつらに
行李を煩ハさん故を以て強て通セす 我国歴世
封疆を守る常法なり いかで其国一介の故を以て
朝廷歴世の法を変すへけんや 礼ハ往来を尚ふ
今其国の礼物を受て答へすんハ 礼をしらさるの

國を人々んとて色々と海外に賣つて其の國を
 人々んとて客とて其の國を人々んとて客と
 ときいふはよくあることなり其の利あるは似たり
 國を人々んとて色々と海外に賣つて其の國を
 人々んとて客とて其の國を人々んとて客と
 ときいふはよくあることなり其の利あるは似たり
 國を人々んとて色々と海外に賣つて其の國を
 人々んとて客とて其の國を人々んとて客と
 ときいふはよくあることなり其の利あるは似たり

国ならん 答へんとすれば 海外万里いつれの国かし
かるへからさらん 容さるの勝れるにしかす 互市のご
ときハ なきにかふおのおの其利有に似りといへとも
通して是を論すれば 存外無価の物を得て我
国有用の貨をうしなわん 要するに国計の善な
るものにあらす いはんや又 輕漂の民 奸猾の商物を
きそひ価を争ひ 只利を謀てややもすれば風を
壊り俗を乱る 我民を養ふに実ありて深く取ざる
所なり 互市交易の事なくして只信を通しあら
たに好を結ふ 素より又 我国の禁ゆるやかになし

かゝる事を以て面するものとせば、朝廷の一玄か
るものも、其の事をも、昔の如く、ありとせよ、や
る海防す
たゞ、この海防の爲め、人の心を、清く
まゝ、之を、保つ、之を、抱、らるゝ

かたし 爰を以て通することをせず 朝廷の一言か
くのことし 再ひ来ることを費すことなかれ すみや
かに帰帆すへし

右の通申諭し 漂流の倭人ハ此方ニ請取

麦三百俵 綿三百抱被下候

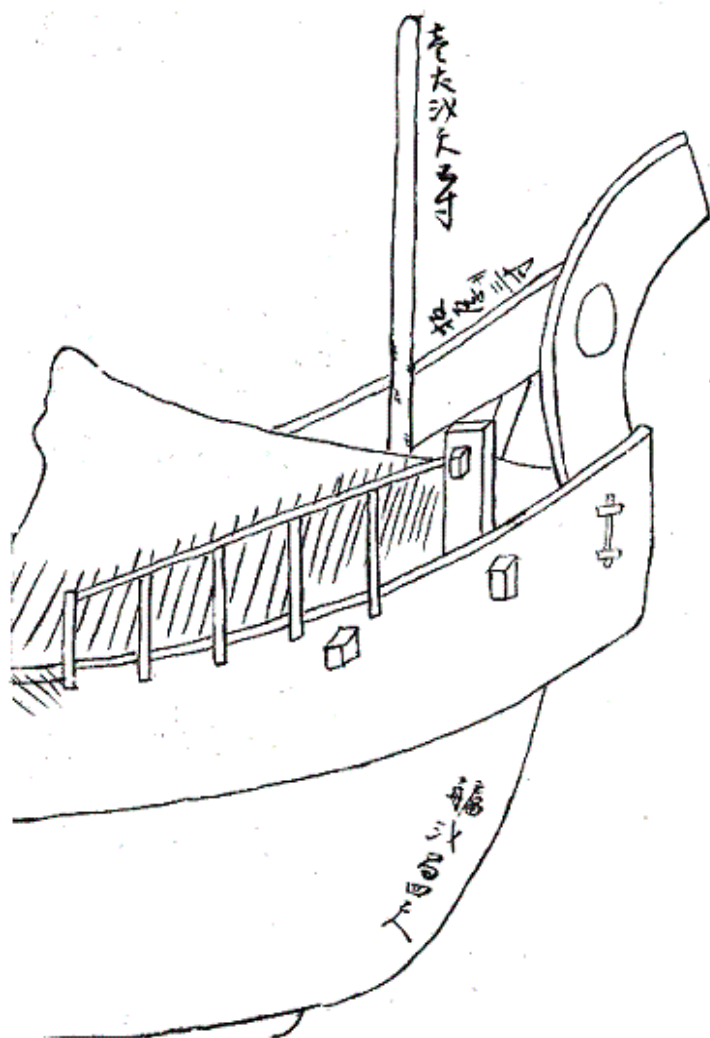
おるたをいふ

南夷の交易の便に依るや又何の事ゆゑに
 いへ四月中旬海航已に具ぬの沖と云ふは
 まゝ新也しは。様々に多々又また之を
 ありといふは。何れもいふは。いふは。いふは
 海航に依るは。みおる。いふは。いふは。いふは
 果しと云ふ。細く清い。いふは。いふは。いふは
 船し。いふは。遠大の。果しと云ふ。なる。風。あ。柳。り。いふは

大原左金吾手簡

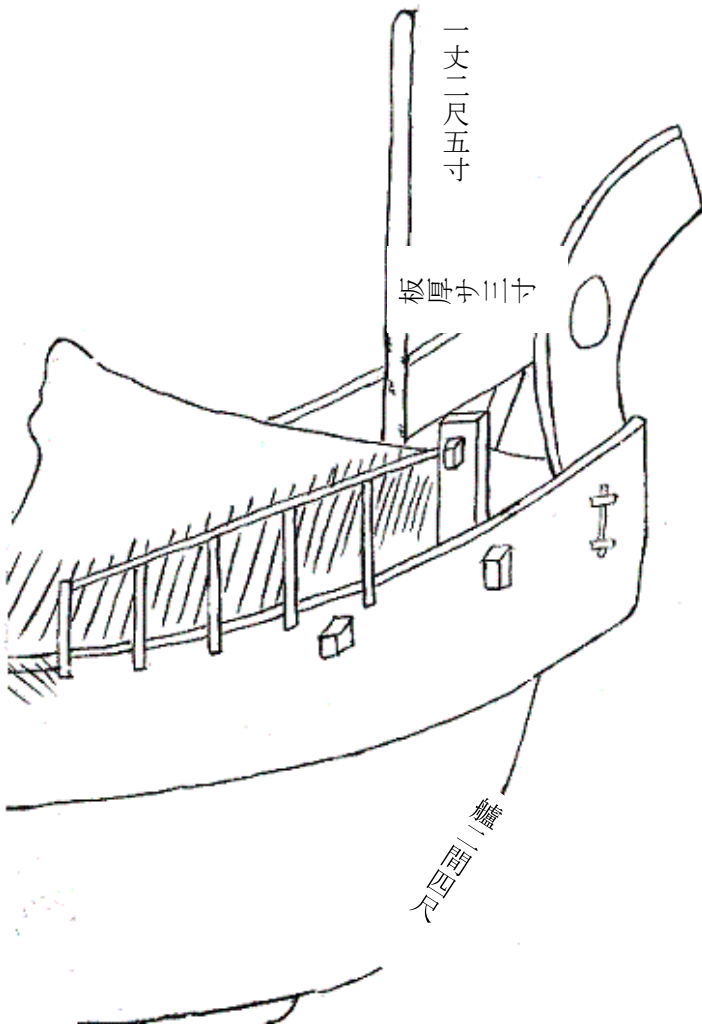
赤夷事 交易變約被仰遣候処 何の子細もなく御請
いたし 四月中旬帰帆 已ニ奥羽の沖を通行仕候旨 領
主領主より訴出申候 頃日 桂川ニ逢候処 幸太夫先達てより
ものかたりニいかやうに被仰付候ても いなミ申ましくすくに
帰帆可仕候 其後 又おなしことを申 度々可参候と申候か
果して無子細御請いたし候 此後 又々可参との物語に
御座候 いかにも遠大の策に長したる国風 可怖事ニ
御座候

球 流



加藤正之助

球 流



加藤正之助

圖 船 國

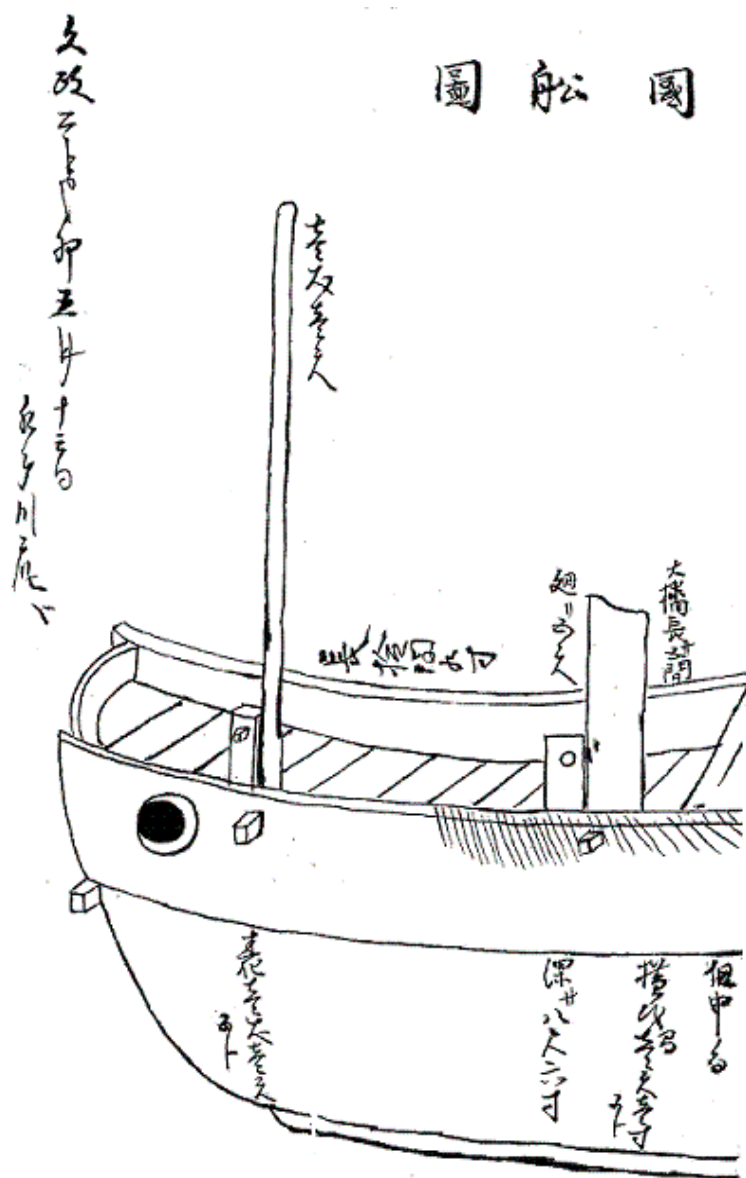
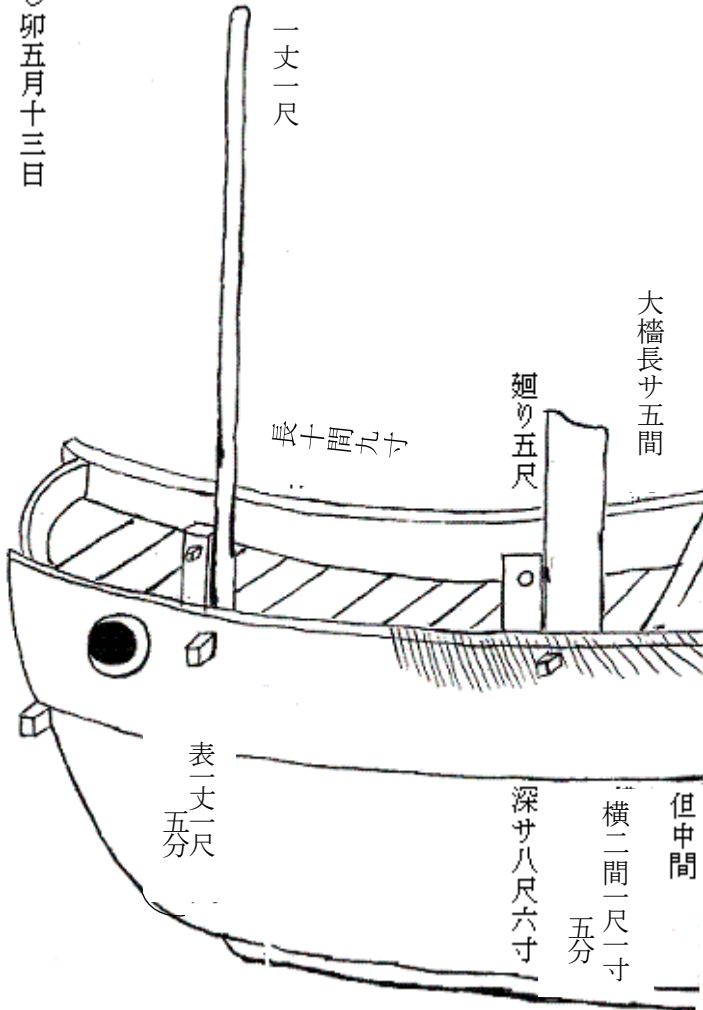


図 船 国

文政二とし卯五月十三日

水戸川尻へ



又此中幸年有餘、シラバ希キキリス、固一船あり
 御坊、玉名、石原、保、信、守、し
 船、信、守、し

丁、下、石、名、保、信、守、し

石、下、石、名、保、信、守、し

信、守、し

信、守、し

信、守、し

信、守、し

信、守、し

信、守、し

文政五年午五月朔日 ヲ、ランダ並ニイギリス両国の船 相州

舶渡来

浦賀へ着岸ニ付右船指添被仰付候

下総佐倉

十二万五千石

掘田相模守

志摩鳥羽
三万石

稻垣靄之丞

蘭船乗組五十人

右蘭船ハ長崎へ相廻候様被仰付候

當時着岸場固被仰付候

奥州米沢

十五万石

上杉弾正大弼

武州河越
十五万石

松平大和守

平年心懸 質素ニ仕候ハ 右様の時節御用ニ相立

可申為ニ候間 此度拝借金願不申候よし

イキリスルハ 三定海の上陸に任ず
 二定一より要別を爲し之よりしむ

安水三十八 石室の三根 大角の根
 強炮の千根

切ふ母屋より五十八の根 如き其外

石上陸場園

米川名
 下石 阿部流丸

三定一は海上園

上は久留里三下石
 上は久留里三下石

浦
 九万五千人 戦後金五千人
 石屋お積り

海防之集説

イギリス船ハ三宅嶋へ上陸被仰付候

三宅しまハ豆州大島ノ先ノしま也

乗船三十人 石火矢三挺 大筒五挺

鉄砲九十挺

切支丹道具五十八通持参 其外

右上陸場固

武州忍 阿部鉄丸
十万石

三宅しま海上固

御奏者 黒田豊前守
上総久留里三万石
御奏者 土浦 土屋相模守
九万五千石 拝借金五千両

拝借金五千両

八万二千石
上州高崎七万石

松平右京亮

豆州大島遠沖 異船数多相見へ申よし 再応の

注進二付右為御固被仰付候

土佐高知

因州取鳥

二十四万石 松平土佐守

三十二万石 松平因幡守

越後高田

六十五万五千

仙台

十五万石 榊原遠江守

六石

松平陸奥守

家老 片倉小十郎

御勘定留役 沢田一郎次 青木次郎介

御代官 杉庄兵衛

浦賀奉行 小笠原弾正

[illegible]

右御代官杉庄兵衛手代の者 物語ニ付委細書取申候
一常陸国北浜沖ニて 漁船 四月末か五月初ニ イギリス
舟ヲ見候由 又五月十日方ニも同断に付 石神御郡方へ
右村方より訴候由 御郡奉行梶清二衛門郎殿はなしニ候
右舟見懸候ニ付にけ候所 てんま舟にてのりかけ候て舟へ飛入候由
何ニも無之ニ付 干魚ヲ出候へハ ニツニ引き候て味候上海へ捨候由
其後舟も逃候所 てんまニて飛よふニのり付飛入候て 食
物ヲ好候様子ゆへ大豆ヲ積候舟ゆへ少出候へハ 味候て一表無心
の様子ニて銀ヲ出候ゆへ金ヲ貫度様子いたし候へハ元舟へ
参候様ニと申候由 参候へハ一表ヲ入候由 てんまヲ引上候て 夫より舟
飛し申候由 てんまハかわニて捨候舟の由 てんまの内へも

やり長刀四本ツゝ入候て参候由　羅紗のぬいくるミヲ着候
由　途中ニてあらあら承候間　追て訴候書付ヲ写貰可写候

大津村郷士西丸勇次郎より申出書の写

一仙台石の巻　妙見丸　当月朔日同所　出帆同六日鹿
島浦十四五里沖ニて異国船ニ出会候所　二丁計近
相成候へは　異国舟より伝馬舟へ乗七人カイ七挺ニて
押来　妙見丸へ乗移　何品ヲ積候やと申候様子ニ付
小豆五合程遣候へハ　七人ニて給候間　又候　大豆五合余遣候
所　是も不殘給　右品買請度由　平銀の様成もの
一口取出候間　夫ニてハ売不申　金ニ無之候てハ不相成
由申候所　金持参可致由ニ御座候間　大豆一表　小豆
一俵

遣候所 本舟へ帰申候 其内 妙見丸帆ヲ懸 北沖へ
逃走申候所 十四五里も逃退 根山ヲ見立候へハ異
国舟も沖へ戻申由

一 妙見丸より伝馬舟コキ戻し候砌 大鼓螺貝を吹ならし
候へハ 本舟ニても大鼓螺貝合申候

一 異国人 大豆買請度訳 書付ニいたし候間 此方船頭も
書付ニて引合候由

一 衣類ハ縫クルミ羅紗の類至て美々敷見へ候
由 冠ものハ 二人あじろの笠 五人ハ羅紗の頭巾
を冠 皆大男の由

一 平銀共相見候物 小豆買請度由ニて指出候所
さし渡二寸ほとにて 丸キもの二人物の形

右一船、山崎より石舟、石舟より石積
 船より、外海より、石舟より、石積
 船より、外海より、石舟より、石積

一右舟、山崎より、石舟、石舟より、石積
 船より、外海より、石舟より、石積

一傳馬船、内板外板、船より、石舟より、石積
 船より、外海より、石舟より、石積

一右舟、山崎より、石舟、石舟より、石積
 船より、外海より、石舟より、石積

有之 右の腰へ沢山付置申候 右舟 船ニてハ千石も積^{ツミ}
候様子の処 殊の外深サ有之候へハ 二千石も積
可申哉ニ相見候由

一右舟 柱二本 帆十三の内 三角成帆四ツ 此外舟印
は相見不申候

一伝馬船ハ内板 外ハ皮ニて包ミ 畳ミ舟の様子 長サ
三間余 内ニ鎗三本 鉄砲二挺 長刀二本 大鼓
ホラ貝有之候

一右舟ハイキリスにも可有之商舟の類ニて 兵舟ニハ
有之間敷由 水主共申事ニ御座候

一好尺の四百石、後官舟水、七人采之、平言
浦久生、後より、破承、改ある、其、
沸、し、師、吐、也、以、此、所、中、も

午五月十日

一仕、家、イ、キ、リ、人、見、に、若、志、叱、所、書、中、所、出、生、え
寺、御、町、住、宅、新、作、清、水、後、榎、美、成、江、府、ハ
所、越、店、以、成、浦、賀、江、故、也、其、也、水、越、一、在
浦、賀、多、以、山、望、京、解、正、番、示、イ、キ、リ、人、将
有、お、中、知、る、人、お、見、由、之、水、心、内、茶、子
坊、主、人、熱、心、互、人、熱、心、互、若、ハ、以、并、る、妙、友、也
留、根、と、改、由、黄、色、成、稀、杯、因、指、三、人、之、内

一 妙見丸ハ四百石積右舟水主七人乗の所 平方
浦 久野崎と申所ニて 昨九日破船致 水主共ハ無
滯上候て 咄の趣 此段御訴申上候 以上

午五月十日

一 此度 イキリス人見候者 直咄略書 当所出生元
青物町住宅喜八倅 清兵衛儀ママ蛸(蚊帳)壳ニ相成 江府ハ
罷越居候処 此度浦賀 江 蚊や壳ニ罷越候節
浦賀奉行小笠原弾正の番所ヘイキリス人呼
出ニ相成候砌ニて 人物見候由 三人罷出候内 芥子
坊主一人 惣髪兩人 惣髪ママの者ハ筭ニて髪卷
留根さしニ致候由 黄色成櫛等指 三人の内

蘇子坊と位里武と江中由衣取ハ總クも
 之ヲ由る所ハ勝ハ若ク裏ハ排羅砂也
 外者順に付ハ外花ニ安取ハ惠重ハ由我
 たりス取之系毎交寫重ハ付台江系ハ
 如北系此如ハ取重ハ由系取生ハ帆本
 ハ取以取ハ取ハ本之上ハ又帆之ハ二重
 之ハ由成道具外ハ系取取ハ取ハ取ハ
 方四ハ如ハ取ハ取ハ取ハ取ハ取ハ
 取ハ取ハ取ハ取ハ取ハ取ハ取ハ
 外人ハ用意いハ取ハ取ハ取ハ取ハ

芥子坊主位宜候哉ニて 先^江出候由 衣類ハ縫クルミニも
無之ヲキ袖ニて羅紗勝の着類 裏ハ緋羅紗ニて其
外右ニ順シ 殊の外花々敷船ハ黒塗の由 我等イ
キリス船の図毎度写置候ニ付 右清兵衛へ見セ
候処 図の如く相違無之由 図取置候ハ 帆三本
ニ候所 此度の船ハ 三本の上ニ又帆有之 二重ニ
立候由 武道具外の義 所持の品不承候哉の
旨問候処 其節ハ船中ニ有之候品物一円不
相知候由 尤其砌 浦賀の中騒動 竹鑑其
外 人々用意いたし 家々ニは足弱のミ居

謝表買和ハ無_レ申_ル死_シラ_レ早_ク
 後_ニ、所_ニ越_ル所_ニ備_フ子_ノ浦_ニも_レ又_モ船_ヲ買_ハ取_ル
 不_レ矢_ニ如_ク乞_フリ_テ用_スる_ニ方_ニ出_ル陸_ニ又_モ使_シ
 由_テ宣_ス海_ニカ_レ難_ハ不_レ多_ク和_ヲ増_シ知_ル進_ス走_ル
 少_ク也_ニ故_ニ他_ノ之_ノ多_ク其_ノ一_ノ同_ニ感_心い_ハじ_ル人_ノ
 古_ノ采_ノ廻_ル等_ノ進_ス人_ノて_モ言_フ以_テ越_ル付_ル海_中
 之_ノ事_ヲ委_ニ和_ニ由_テ不_レ成_ル儀_ハ不_レ言_フ其_ノ舟_ヲ買_ハ取_ル
 付_ル國_ノ之_ノ名_ヲ江_ノ戸_ノ表_ニ寫_ス是_レ等_ノし_テ所_ニ海_中
 其_ノ以前_ニ清_ノ藩_ノ江_ノ戸_ノ表_ニ寫_ス是_レ改_メ付_ル大名_ノ
 所_ニ上_ニ清_ノ海_ノ之_ノ國_ノ少_ク由_テ之_ノハ_レ其_ノ所_ニ海_中

蝸壳買所ニハ無之由ニて 扉シメラレ候間 早々
銚子へ罷越候処 銚子浦ニも異船四艘相見候
所 矢の如く走り見候内 南の方出候 陸ニて見隠シ
候由 右海中ニハ 難所有之所 其場ヲ知 逃レ走
らせ候段 土地の舟乗共一同感心いたし 日本人
より乗廻シ等達人ニ可有之評致候趣ニ付 弥海中
の事 委敷 油断不成儀ニ候 右異国舟当着ニ
付 固の大名江戸表発足等の事承所
其以前ニ清兵衛江戸表発足致候ニ付 大名
衆上陸海上の固不承の由ニ候へハ 被仰付罷出

少和曾及賀守故分キリス人浦賀番所明也
 或の後見来忌以改るるとあると右に物何れ
 増やす

一当地に若くは歳年取之用人部所知各用
 人古河物中事ハ付守

古河頭
 當時に改定

酒井大和守

所と安房守平部橋山浦四里能仲去
 浦本所守國新三岐又信ハ古河守
 浦本所守又
 不新少遠今ハ百人余位ハ古河帆四城
 取目ハ浦賀守方ハ新改ノ新子ハ付浦賀守

候 大和守殿(加)賀守殿ハイキリス人浦賀番所へ呼出ニ
相成候 後日ニ参着被致候事と相見候 右の物語荒
増如斯

一 当地の者 公儀若年(寄)衆の用人勤居候处 右用
人より間柄へ申来候書付写

大番頭
当時大坂在勤 酒井大和守

領分 安房国平郡勝山浦四里程沖ニ去

同二十九日 異国船一艘見請候旨。浦々より申出候間家。
○来罷出様子見

国船ニ相違無之 凡百人乗位ニ相見 帆四ツ掛
両日ニて 浦賀の方へ入船致候様子ニ付 浦賀奉

行所へ相届 総州竹ヶ岡松平越中守陣屋
へ為相知並浦々固人数手当致置候段 在大坂中
ニ付家来の者より御用番へ御届申上候 以上

五月朔日

右の外 松平大和守殿 大久保加賀守殿よりも御
座候処 何れも同意にて 当時数百艘にて殊
の外嚴重ニ備居候由ニ御座候

一 大久保加賀守殿申出

一 昨二十九日未刻 房州 州之崎沖合より異船一艘
乗来候旨 小笠原弾正より申来 尚又 昨朔日浦
賀湊へ引入申候同人より申越候ニ付 早速一の

自人叔移知後至亦亦來之者古之越
 以股之在中華
 吾古中川之六多之始有宮之安之由松
 平古如也之移移也之江之屋之人移
 中古也之之移他川越之人移也之
 自之論長初奇之始物之川之之證也貞武
 自下之有指也者之多之古和也之屋
 發之古之始也之屋之始也之屋
 新對之屋也之移也之屋也之屋
 賢之借之也之移也之屋也之屋

手人数指出候段 在所家来の者より申越候
此段御届申上候

五月二日

右書中引入候とハ有之候得共 実ハ乗込レ候由 松

平大和守手勢指出候ニ付江戸屋敷人数

計ニて不足ニ付 領地川越より人数相登候所

手ニ鎗 長刀旁々 得物ひつ下ケ 鎧セ(背)負セハ 或

ハ自分ニて持候者も有之 大和守殿上屋

敷ヘ参候 然ル所 屋敷内ヘ入不申 門前ニて

菰冠の鏡ヲ打抜たらふく吞セ 夫より直ニ浦

賀ヘ相詰させ候由 人数三千程白川手勢ニてハ

海上浦賢、入口を私殺百如し、最重に之國小
 王、腰廻り改と水を捕し、順金、余を告ある
 水、白く張地、由、之、後、白く、余、忘、高、樹、大キ、
 勢、富、由、罪、切、脚、捕、徳、之、由、
 吉、和、伸、あ、え、之、以、戸、リ、移、る、来、り、以、指、子、お
 己、海、和、指、等、一、と、も、お、指、こ、と、来、れ、あ、
 由、之、何、と、移、成、和、子、今、之、色、之、細、工、不、改、告
 之、由、和、設、和、中、之、指、通、具、お、指、と、指、中、六
 以、今、之、和、中、之、指、和、指、お、指、と、上、之、お、指、
 中、之、指、和、中、之、指、お、指、と、上、之、お、指、
 中、之、指、和、中、之、指、お、指、と、上、之、お、指、

海上浦賀への入り口を 船数百出シ 嚴重ニ取固に
一艘通行致候所を残シ明置 余は皆舟ニて
水面ヲ張切候由ニ御座候 後日ニ 不相知当時大キニ
勢宜候由 関勘助物語の由
右船 沖ニ相見候処 江戸ヲ指て来り候様子相
見 漁船指留候へとも 不相構こき来 願有之
由ニて 何とも騒敷様子無之色々の細工等致居
候由 初発 船中の諸道具相渡候様申候へハ
頭より今一艘来候間 着船ニて相談の上 可相渡旨
申聞 米薪等無心申候ニ付遣候由 大和守殿家
中より来候書付の写

当二日夜 大和守殿芝屋敷前 高張提灯水

桶等沢山出置候間 何事ニ可有之尋候所 浦賀

候異船着候ニ付 右手当として川越より人数

遣候 今晚 屋敷前ヲ通り内へ入不申直ニ相通

候間 如此ニ答候由 同三日昼四ツ時川越より惣人

数六百人余弓鉄砲長柄等持通リヲ見候由 一昨

日ハ 彼地よりろうそく六万丁遣候様申来候趣

其外 飛坂辺ニて地車四ツ見候もの有之所 右筒

御用と申札付候ヲ見候由 其外一同操出 阿部駿河

守 稲葉殿保科弾正忠

イキリス船

右騒動の処 去ル十一日無滞出帆ニ付 諸家一同

人数引取の旨御届申上候由 一公儀より被下物

一 水向の樽二十樽 一 山土右同断 二樽但一樽

二十荷程入 一 生魚 二十 一大根 十把

一 臺 十二把 一 鶉 十羽 一 枇杷 二升

一 梅 二升 一 杏 一升 一薪 但魚船三艘

外 水三十樽 薪三十把 是ハ日々遣置候分

右イキリス船ハ白昼ニ乗込候よし 其船中ニ貯置

候物ハ トウホウシノ如く古米 是ハ飯米ト相見候

ブタ数頭 猫数十 真余ハ 魚油ノ樽積置

候処 交易致候品也ト申由 大砲一口小筒数口

大十、火、某、補、新、底、何、積、武、尺、也、山、市、由、文、政
 元年、又、船、と、云、ふ、は、是、亦、浦、が、多、く、何、れ、と、云、ふ、
 い、ふ、は、海、に、あ、り、ぬ、船、が、中、に、移、り、成、る、は、
 と、云、ふ、事、一、イ、ヤ、と、船、長、等、の、船、と、云、ふ、
 船、し、又、水、を、移、し、た、船、と、云、ふ、船、と、云、ふ、
 其、船、と、云、ふ、と、中、に、多、く、船、移、り、た、と、云、ふ、
 と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、
 事、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、
 竹、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、
 系、に、船、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、
 人、物、と、云、ふ、事、と、云、ふ、事、

大小 火薬桶 船底ハ何ヲ積候 見セ不申由 文政
アリ 元年入船候節ハ 火器等 浦賀奉行取上候処
此度ハ渡シ不申 始終船中ニ指此度ハ以前
と相違候事 イキリス船長等 入船の節 陸ヲ
指シ又水ヲ指シ候て水ヲ乞候様子に相見候由 船長
共 度々江戸ニト申候て 親指被示シヨシ エトニト申
候事計訳り候由 江戸ノ王へ直ニアハセレヘシト申
事也と云 又ハ日本の唐人ト言シ由笑レ 或ハ筆ヲ
竹々ト云シ由也 右の船 前書の如く 先年
参候船の通ニ候所 先ニ人形ヲ付候由 彼国の
人物ニ御座候 本船 長サ十九間一尺 幅五間三尺

原句四句，余其外增

抄中及
序

以書付後以二頁存之

趙中書上德園周維郡富康村也

私得還_リ私_ニ水_ノ色_ハ人_ノ衆_ニ組_ル房_ヲ列_ス仲_ノ合_ニ生_ル魚_ヲ

出賣此屋
八日八時
以在下堂
安房上德
園

外境小瀑冲谷群石天瀑村冲谷十里龍溪谷

黑煙亭
永尺
吳公
公之
丁亥
廿八
日
何
之
也

不右私傳馬却從來付筆

乃與王國弘又清在子家子為弘伯道

中出

深さ四間余 其外略ス

松平越中守殿領分より房州御陣屋

江

被書出候書付 後日に一見故爰ニ写

越中守領分 上総国周准郡富津村 七郎兵衛

船押送り船頭水主九人乗組 房州沖合へ生魚為

出壳罷越候処 去ル八日八ツ時頃と相覚 安房上総両

州境小湊沖合 隣村天津村沖合十里程も相隔

黒煙立々船見候異国船ニも可有之哉見届注進

可申出と存候所 右船より伝馬ヲ卸乗来候ニ付 兼

て異国船見請候共 不近寄 早々帰船注進

申出候様厳敷申付置候儀ニ付 旁逃帰り申度

候得共 右の次第ニて逃去候義も出来兼候処 唐
人体の者連行抱ニて本船へ為乗移候ニ付 何と
そ仕方も可有御座候哉とハ存候得共 向方ハ
大船 人数も多乗組居候様子ニ付 迎も取
合候ても難叶義と存 不得止事手出も不仕乗
移候所念頃ニ取扱 酒菓子様の品被振乗ママ(舞)候ニ付
無余義給候処 指戻シ候由ニ付注進申出候間 先
右船様子等一通相尋候 処船ハ凡三千石積位
も可有御座と見請 水主三十人乗組帆七
ツ有之木綿と見請 船水渡より上の方三段

二色分 船縁白 中青 水際黒 水中へ入候処ハ赤
銅ニて包候様ニ見請 カチも赤銅ニ有是 艫の
方右角 女の形彫有之 舩五艘長サ三間計
鉄砲十匁位の品と見へ 十四五挺有之 人物髪
ハ禿ニて 毛赤くちゝれ何れも黒 又ハ白頭巾冠候
も有之 言舌一向分り不申 各類の船ニも御座候
哉 同形の船壹艘 半里程も隔見候所 追々近
く相成 二丁程脇乗通 戊亥方へ走行候旨
申出候処 右の始末ニおよひ候ニ付ハ 地猶此上巨細
の義ハ得と相記可申越旨 彼地役人共より

中越舟長以順中上書之
 午月日十國
 松平越中守家集
 五部婦之節

越中守明安房安房郡市良村仲時
 亦守已刻以地方之里程仲之國和
 總あり倒崎之方、其角同村役人其
 道中由所行接回所倒崎之長、其
 方浦仲守亦其右翼能倒崎之方、其
 方根あり其方越下之徳西介个足陣也
 安房安房郡保田村仲、其又系之徳西
 村係あり其方相即生村仲合、其
 又、其方あり其方相即生村仲合、其
 人占位越中越、其方安中、其方

申越候ニ付 先ツ此段申上置候 以上 松平越中守家来

午四月十四日

南部孫三郎

越中守領分 安房国安房郡布良村沖へ昨

二十九日巳ノ刻頃 地方より三里程沖ニ異国船一

艘相見州之嶋^マ(崎)の方へ走り候由 同村役人共より注

進申出候処 引続 同国州之嶋^マ(崎)見張番より 同国平

太浦沖より乗来右異船 州之嶋^マ(崎)の方へ乗廻り

候様ニ相見候旨申越所 上総国竹ヶ岡陣やより

ハ 安房国平郡保田村沖へ相見 並上総国富ツ

村陣屋ニハ 同国天羽郡荻生村沖合ニ乗入候哉相

見候ニ付 夫々備向手配申付候段 追々彼地やく

人より注進申越候間 此段申上候 尚又 申越

修身之要

身之要

修身之要

修身之要

今朝中々越中より、
 一文字に江戸、
 実和帆張、
 立、
 達、
 指、
 何、
 至、

次第可申上候 以上

五月朔日

松平越中守家来
南部孫三郎

今朝申上候越中守殿領分 房州布良村沖

へ相見候異船の義 追々近寄 州之嶋ママ(崎)沖ヲ廻り

一文字ニ江戸の方へ向乗込候様子相見候処

最所ママ(初)帆陰相見注進総州両陣江の飛脚

立候得共 相達候間も無之時合ニ付 不得止事

遠見番所ニ指置候家来共の内乗船追力ケ

指留可申と存候処 一向承知不仕体ニて 向方より

より何か申聞候得共言語不相通候ニ付 再

三手まねきニて留り候様仕方いたし為見申候処

[illegible]

承知不仕 弥^{ママ}(矢)張江戸の方へ向走り候ニ付 兼て

御渡有之候横文字の御書翰ヲ竿ニ結付

指遣候所 異人請取 無程返翰指越候所

一向ニ文字相訳不申候へ共 何れニも 指留

可申と総州領分 会谷村の澗より船を寄候様

ニ仕方いたし為見候へ共 承知不仕体にて 其

促指置候て江戸海へ乗入可申様子ニ付 無

抛 浦賀の方へ指ヒさし見セ候所 彼方へ

乗行候様子にて 御印の書翰指出申候所 一向

有分ふしちる内陸取ふ事其向是
 其後身任ひお妙申すハ等ハ押込
 其被動しるお廣ハ主好ハ主敵ハ主
 未竹ク園陣ヤハ任色ハ主由敵地
 昔今ハ妙身石主敵ハ主由敵地
 千石日部
 千石日部
 南歌線方

相分不申候 右両通請取 家来共の内 一人

異船へ付随ひ罷越候由 一人ハ幸ひ押送

一艘懸候ニ付 相雇ひ乗移 書翰両通持

参 竹ヶ岡陣やより注進申出候 彼地役人

共より申越候付 右書翰両通相添此段

申上候 以上

午五月朔日

松平越中守

家来

南部孫三郎

文政七年甲申七月川島船中島内奥嶋上至船帆船の面し
 海中及輪船善村九船歌を人射敵中始末を道

大船を被

但小階船帆位帆位三平白帆三重矢帆位多もに平倍船船
 方ふお見ずし船中思り白帆上の方黒くお見
 矢帆は仕投る則屋敷船進み自主に一り船中見へる船中
 長サ又尋位投り余方可るもお見へる船中白帆長板
 先とり相むき立立板環はせもお見へる船中長サ
 先は四又五を船中六丁長を又ハカリてお見へる
 此も船中友船事失の如く日か人お見へる船中
 カイ長く

右七船中見へる船中見へる船中見へる船中見へる船中

文政七年申七月 川辺郡七島の内 宝嶋^江 異国船乱妨いたし
島中及騒動 吉村九助 敵一人射留申候始末 左の通

大船一艘

但 小階船程 位帆柱三本 白帆三重 矢帆柱にて四本余程 船
高く相見へ申候 船外廻り白塗 上の方黒く相見へ 旗印不相見候
矢帆の仕様にて即居留 亦進ニ自在ニいたし候筋相見へ候 小船は
長サ五尋位 横四尺余可有之と相見へ 外廻 都て 白塗 薄キ板ヤウ
めんとり羽ニはき立 立板等も無之 至て手軽く 舳カイ長さ
一丈四五尺はかり 脇カイ六丁 長一丈ハカリ可有之と相見へ 夫ヲ
以はね候故 行事矢の如し 日本人などの腕力にてハ及かたく
カイ長く候

右は当月八日 北の方^江 船相見へ漸々当島へ指向近寄 其日の

風辰己の風より向風同前以方、先而、来、其、心、而、一、氣、う、付、
 居、か、み、海、能、帆、散、目、を、前、に、船、を、お、是、不、中、帆、を、白、く、お、見、し、け、
 だ、か、け、を、海、能、も、不、お、見、何、を、中、内、中、里、を、お、望、し、所、一、条、法、帯、
 小、船、を、七、八、人、子、と、前、を、龍、と、し、前、は、大、南、信、候、し、士、女、人、見、越、候、
 所、方、船、を、言、語、不、お、通、し、お、振、り、以、中、名、遠、服、鏡、以、見、し、一、半、費、
 夫、う、是、は、振、年、は、撥、さ、し、お、振、り、し、以、方、異、に、心、不、お、成、し、お、振、
 り、し、以、方、を、並、し、小、船、押、前、に、お、振、り、お、振、り、方、は、有、別、を、考、心、元、
 船、を、お、見、し、お、方、亦、に、遠、見、船、附、金、に、お、北、の、方、に、三、四、里、を、走、り、お、
 振、り、入、船、を、お、見、し、

一、羽、是、九、日、夜、の、時、を、以、て、五、里、を、お、隔、し、二、島、を、お、見、而、居、り、候、
 遠、見、船、中、お、船、を、お、是、時、に、お、前、に、お、中、を、里、計、し、お、船、を、お、二、船、
 相、し、前、を、龍、と、お、望、し、お、方、は、一、半、費、し、お、越、候、所、を、お、望、し、お、半、を、お、振、り、

風辰巳の風にて向風 同前此方へ差向ケ参 其心ニて人々氣ヲ付
居候所 無程帆形日本前二船とも相見へ不申 帆も白く相見へ候得は
左候得は階船とも不相見何そと申内 半里はかりの所へ乗つけ
小船より七人乗にて前籠と申所へ乗入 当嶋詰の士兩人差越候得ハ
何方船共言語不相通 手様ヲ以沖より遠眼鏡ヲ以見候へハ牛相見へ
夫ヲ呉候様牛に指さし手様いたし候間 呉々必不相成之手様
いたし候得は 直ニ小船押出し本船の根ニ引取候ニ付 別て無心元
船も相見へ候間 亦々遠見番附置候処 北の方^江三四里も走り出
夜ニ入船も不相見候

一翌九日夜明候得は 四五里も相隔亦々当島へ船差向ケ居候段

遠見番申出 朝五ツ半時四ツ前ニ有之候き 半里計の処へ船ヲ留メ 小船二艘
おろし 前籠へ乗込候処に士共早々差越候得は 昨日の牛ヲ指さし

其根も短いし何れも要新を多に見張る者なり越後彼所
 書けり其根文字とあるを以て本書に文字を添へて通彼所を焼
 并あるは作常子通室之金銀衣類刺力小刀渡計時牛等
 其おし牛は易易根も短いし米野藁お見合の物を米は以て
 方々野菜多く是れ根も短いし里芋唐芋杯呉茹を別
 根を舂又お見合中条組人数の多しは根も多し其左右の
 指七度握りたるは多し拾人おふとのありお見合亦阿蘭陀
 長嶋の中するお見合又凡そ阿蘭陀にキリスト其九は指の多
 阿蘭陀對峙するにキリストするお見合頭部を多く大形赤く
 又お見合は毛玉短く眼お勢も多し又目白人よりお見合
 ありお見合は皆大なり鼻は高く色は白人同前衣類は太く
 赤くお見合は短く腰の上を多く袖も多く腰は長き腰は

呉候様手様いたし 何そ急カワ敷体共不相見 詰の士なと越候処 彼方より
 書付差出シ 横文字の故に不相分 此方書付文字不相通 彼方より焼酎
 並惣專ニテ作候菓子 通宝の金銀 衣類 或ハ刺刀 小刀 鋏 針 時計等
 差出し 牛ニ易 呉候様手様いたし 米野菜等見セ候得は 米は沢山ニ
 有之 野菜多く 呉候様手様いたし 里芋 唐芋等 呉候得は 別て
 嬉敷体に相見ヘ 船中乗組人数の事 以手様相尋候ヘハ 左右の手の
 指七度握り候 左候得は七十人乗にて可有之と相見ヘ 亦阿蘭陀
 長崎と申事相分り 又丸を二ツ廻シ 阿蘭陀 インキリスト其丸に指候得は
 阿蘭陀ト対 嶋有之 インキリスト申事と相見ヘ候 頭はイカ毛ニて大形赤く
 又黒も有之候 毛至て短く 眼相替候も有之 又日本人ニ各別不相替も
 有之せいは皆大ク 鼻スクレテ高く 色ハ日本人同前 衣類ハ大かた
 赤く 至て短く 腰の上までにて 袖ほそく 股引^{で、}革^{カワ}足袋等ハ唐人如し

一

帽子凸如此勇猛の生質に相見へ牛を呉候事不相成と申事相分
兼候哉 又牛ニ指さし何とそ申候得共 不相分候 野菜其外 衣類等取揃
カへ候様手様いたし候得は とくニ諸品取束ツカねね暇コイ乞と相見へ 互ニ手ヲ振り
隠インキン懃ニ相見へ 皆々小船へ乗付本船の処ニ罷帰候

無程 又々小船三艘 大間の方江差向参候段 遠見番より申出 皆々大間の
方へ越候処 大間ハ瀬浪高く船付難く見及候哉 中途より引返し本ノ
前籠の方へ差向へ候段申出 中途より罷帰候 小船三艘共二間もなく
前籠へ漕入 籠の口ニテ鉄砲の筒打 本船より石火矢ヲ打 木山尻と

申所灘通乗掛 小船の者共ハ陸ニ上り 番所へ差向鉄砲透間

なく打掛 番所より船付迄百四五十間も有之 岡山も無之見通しの場所
彼の方より鉄砲ヲメツタムシヤウニ打かけ 此方ニは御番所筒 四匁位ニ丁
其外ハ二匁以下の小鳥筒 四五丁位ニテ平場ノ勝負なりかた
く味方ヲ

換ゆるを承成は上六只静に居る自走下時番所
 本戸口より四方を見れば、評候を更にお和居候。魚の煙より
 初め、四方を見れば、煙の煙より人走下年又、魚の煙より
 八八村外より見え、三箇目二村は、是に右場所、七人走下
 牛、追敷し、右煙の煙より走下、牛、揚る、牛、切、人走下
 小高き岡の上より走上り見れば、居村は、牛、切、人走下
 後、肩より、勢、指、運、新、古、見、全、内、は、取、場、今、始、終、後、炮
 打、通、本、初、分、石、火、矢、の、音、炮、間、あ、然、不、断、而、牛、ヲ、射、伏、公、者、大
 三、村、は、走、而、公、中、ハ、本、戸、口、ハ、古、村、九、而、踏、込、氣、色、見、信
 公、者、小、子、を、決、絶、信、れ、番、所、坂、の、下、寺、川、と、中、竹、山、今、接、合、お、打、込
 中、夜、繼、初、も、打、込、お、人、集、寺、川、近、竹、山、今、見、込、の、場、所、と、是
 而、初、内、中、道、ハ、不、事、上、道、今、敵、三、人、内、番、所、本、戸、口、の、而、走、上、り

損し候ては不相成 此上ハ只静リカヘリ居候ハ、自ラ可走ト其時番所
木戸口にて可打留外無之ト評議相決し 相控居候所 兼て畑と申候て
船付より四方一面ニ見え渡り候広畑^江 二人走行 牛に向 鉄砲一筒打
候へハ射外し候と相見へ 二筒目ニ射伏セ 追々右場所へ七八人走り行
牛ヲ追散し 右往左往ニ走り廻り 牛ヲ搦取引行もあり 一人は

小高き岡の上ニ走上リ見物いたし居 射伏セ候牛切殺シ候 三四人ニテ
銘々肩ニかけ持運ひ候体ニ相見へ 其内に船場より始終鉄砲
打通し 本船より石火矢の音絶間なく 然所 最初牛ヲ射伏セ候者共
三人 村^江 走向候と申候へハ木戸口へハ吉村九助踏留候気色ニ見請

候間 小子ニは鉄砲請取 番所坂の下 寺川と申竹山より横合ニ可打留と
申届駈行候へは 打続兩人参ル寺川迄ハ行付候得共 見込の場所より
不得出内 本道ハ不参候 上道より敵三人 御番所木戸口坂の向へ走上リ

陸地船ニト候也ニハ嘆息をまへハ本道坂の下近行并居牛一
 法あり有とし牛ト岩トのろ武三火の同ミハ不也鳥の飛る如く
 云候と見候陸地ヲ指す所也残念也極度津濱坂トハ遠くとも
 中々大音ヲ揚ぐる多日人ノ介も傍るく何故惣勢ヲ舟本、お累
 ための大音ト足ハ俄ニ船中騒動也然右通三人上道分走り上り
 陸地ニ簡略をへ逃れ武六右見ウツキム少年の爲めく守りハ
 二人又ハ別れ余ありとなし永等三ノ右山ヲ越へ市戸口ハ走
 少くも人ヲ伏せ者ハ驚早急也絶死と今走不た分る何方
 又ニ伏居りし強牛難ハ市戸口也又居止る所分用心と看付候者
 不始と候地難ハ船中津浦也ハミ付吉村ハ女探何及ハ扣居る也
 不始と方ニ居守り也ハ番所上ハ船に扣居る也又守り始候と又
 承知者所也市戸口吉村初津濱坂四間半と前ニ付伏せし由今至ハ

鉄砲段々ト続てニツ鳴候得は 一人ハ本道坂の下へ逃行 井戸口へ牛一疋
つなき有之候牛ト岩トの間 二三尺明間 在之候所を 鳥の飛か如く
飛路と見掛 鉄砲ヲ持不打出残念至極ニ御座候 浜坂ト申所辺ニても
候半 大音ヲ揚ケ候声 日本人よりも倍高く 如何様惣勢ヲ舟本へ相図の
ための大音ト見へ 俄ニ船本騒動相成候 右通三人 上道より走り上り
鉄砲二筒鳴 一人ハ逃行 二人ハ不相見 ウメキ候声牛の声の如く聞え候
二人共に討留別条なしと存シ 我等三人右山ヲ驅出 木戸口^江走行
候へは 一人討伏セ有之 最早息も絶有之 今一人不相分候間 何方^江
又々伏居候も難計 暫ハ木戸ヲ堅メ居候へ共不相分 用心の為討伏セ者
所持の鉄砲奪取 船も沖へ漕出し候ニ付 吉村九介等何方へ被控居候所も
不相分 方々尋サセ候へは 番所上の段ニ被控居候処へ尋行 始終の成行
承ル 番所木戸口へ吉村待請敵人も四間計の所ニテ射伏セ候由 今一人ハ

今日罷歸リ候 又日ノ出頃ニ相成候得は 午の方へ又々相見へ候段申出候
昼七ツ時分ニ候半 当島より東ノ方へ七八里も有之候所迄参リ

夫より又午の方へ向 走行漸々遠相成 暮前ニハ船も不相見候 本国へ
帰帆いたし候節ハ 大東へ乗申由候間 其節の風 東風にてハ間切り
走りにて 右通度々相見へ候半と申事にて候 遠見番ハ為念諸所

ニ遣置候 翌十二日朝ニ相成候へは船も不相見候

一 陸へ上リ乱妨いたし候は 人数二十三人も有之候半と 慥ニ人数不相分候
一 射伏ラレ候者所持の鉄砲十匁位至て 皮薄く筒口茶碗等の厚

一 位筒の長サ三尺四五寸に有之候半 台まで四尺二寸ばかり 火打
からくりニ匁位の玉四ツ込居候

一 塩硝入 牛ノ角口薬入ハ不相見候 塩硝ハ小割にして為持 塩硝にて候
口薬別にハ不相用筋と相見 玉ハきれにて包ミニ匁位の数多 五六匁

今ひつらふに後をうかばうと申すは、
 一衣履糧をばねしものとて、役りしに、
 俵ういねとおとし

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

七月

何の事か

何の事か

石文政七年申七月、
 公儀、
 村田、
 次、
 年

くらひ二ツ三ツ 八匁位一ツ 口に込二ツ打 残り罷在候玉四ツ計ツ、入有之候
衣服猩々皮類のものと相見へ 股引の様成ハ黒羅紗 帽子ハ藤を以
作り候物と相見へ候

一 諸達々承候へは 二度目差越候節 鯨を突候もりの外ニ 長柄の
もの二本 頭有二尺棒ニ切レの袋ニ入ルもの船に有之候 何にて可有之候
哉と氣を付見候を察シ候哉直ニ魚を釣候手様いたし右の道具に
指さし候由 是も用心のため戴居候 鎗類の物にても可有之と
申事ニ御座候 何の某

七月十八日

何の某様

右ハ 文政七年申七月さつまの宝嶋の記 公儀御代官元締ニて
するが台ニ罷在候田村弥惣次より来

上道分近路より今一箇と陸地近時控指し近路を隔ちて見ん
 其場居敷り^{（略）}人殺後^{（略）}上村より老勢引拂出時分ハ
 七時時分^{（略）}と事なる道を見番分^{（略）}西ノ角^{（略）}布船^{（略）}小船^{（略）}と
 引揚す里半島ヲ隔り西ニ方ラ^{（略）}（略）石火矢^{（略）}而^{（略）}舟杭
 ケタの上三四人上りを見^{（略）}（略）祢^{（略）}年^{（略）}の言^{（略）}一里半^{（略）}と走^{（略）}
 入^{（略）}（略）（略）

但昔村より^{（略）}（略）た^{（略）}（略）（略）（略）
 死骸^{（略）}改^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）
 （略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）
 新^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）
 最^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）
 射伏^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）^{（略）}（略）

上道より逃行候よし　今一筒と鉄砲　逃候時捨打ニ打　逃行候筋も相見へ候
其場へ居留り相堅の人数　纔に上下十人ばかり惣勢引払候時分ハ
七ツ半時分ニても有之候半と存候　追々遠見番より届申出候　本船へ小船都て
引揚　半里計島ヲ隔り　西の方ヲ廻り　其節迄ハ石火矢も節々打帆
ケタの上三四人上り遠見いたし候体ニ相見へ　午の方へ一里半計も走出候
夜ニ入船不相分段申出候

但　吉村より承り候も　少シ左ニ寄当候と覺居候段承り申候ニ付

死骸相改候処　少も不違　胸板少シ左ニ寄背に射抜ニて申候

手足　背に三ヶ所刃物の疵と相見へ　古疵の跡有之手の疵ハ

新敷相見候　節々海賊等いたし蒙り候疵ニても可有之と申事ニ候

最初なと越候節より　舳力　カイヲ取候も此者　陸に上り真先に牛を

射伏セ　村^江　走向候も此者ニテ　頭取の強氣者^{ツヨ}と相見へ候

一 又々乱妨致候儀も難計 番所木戸口板中^江逆茂木ヲ引外道有之

場所ハ切塞キ 木戸口の上へ三尺計土手ヲ築キ上ケ 鉄砲七八丁も打候様陣場ヲ拵 皆々働候処 夜半に不相成内成執^{マツ}(就)いたし候

一 翌十日夜明候へは 船不見候段申出候ニ付 小子も木屋へ罷歸リ居候所

又々五ツ時分ニても候半 午の方へ船相見追々届申出漸々近寄候段 申出 於小子も役所へ相詰居候 暮時分ハ二三里も有之候様ニテ 夜二入 船不相分 遠見番 東西南北共ニ詰所へ遣置候 夜中 陸へ上りも

難計候へは 大形 夜明未明より乱妨可致と皆々鉄砲込合セ早込

迄も用意仕相待居候 勿論大間より上り候ハ、東の方ハ何方 西の方ハ何方にて可相防と評義相決し 遠見番の者共と山草履作方等

為致 皆々役所へ集り居候

一 翌十一日夜明候へは 船不相見候段申出 昨日より山へ為込置候女童老人

乙酉正月十四日出る裡側吉次郎、松山千太郎、等書

此年イキリスより薩州寶崎、持余後ニ書等薩州より
毛澤友吉尾忠次郎、等薩州、等急ニ書等、以、
ニ、尚リヤ、ヤ、可ナリ、等、
相、確、屬、大、不、款、云、
等、友、等、乱、物、必、定、と、
モ、示、シ、
皇國七月八日、第

新、勅、船、シ、
千八百二十四年八月二日

我等水夫、内、四、人、懷、血、病、
等、一、日、
國、
云、

乙酉正月十四日出ニて鯉渚吉次郎より杉山千太郎へ遣候書

昨年イキリスより薩州宝嶋へ持参致シ書簡 薩州より紅

毛沢官吉尾忠次郎へ遣読セ候処 急ニハ読兼候よしニて 此間ハル

マへ当りヤうやくかナリニ相分り候とて 内々示シ候間 写シ入御覽

申候 乍去文面甚穩ニ無之候 当御推量御読可被下候

扱々醜虜の大胆不敵 言語ニ難演奉存候 此様子ニては又々

当夏なとは乱妨必定と奉存候 此書御序の節 会澤氏へ

も御示シ可被下と奉願候

皇国七月八日二当

龍動^{ロンドン}ノ舶シユレイ千八百二十四年八月二日

我等水夫ノ内 四人壞血病相煩ひ打臥居候処 其内一人の者
は一日の内に致死去候 残候者共も無性ニ相成打臥居致快
復候思寄も無之候処右の病体自由ニ致歩行候様健

固ニ相成候儀ハ 全く御恩賜ニ由候事 聊無相違段ヲ致証
言候 随て 我等氷海より野菜相得候為メ 海路可致出精

小然要我外料指多しを第一米穀十段
 連は由十段の河に我不知人教多法に改侵掠空に
 不兵器ヲ以取集あり且又右指改シて内は苗日
 本或も支那の兵兵器は自分より我強弱も
 未試且又我不知新新固而新し故ヲ力及たテ以救
 小人情厚層を程も知し中なる我ホ心更強忍に
 若牛の集丁寧に指お成る大て多し思綿と
 未試の改疎離に

我々征平堅 船長ステーへこ ヨンフと

外料ハ我船吏ノ隊ノ 外料其姓名ふあ後
 押寄はあせの居に トロラへケル

右層層老老業の版をむるかに吉雄忠次郎に託して
 翻譯せし書し文

候 然処 我等外料指遣候得は 当所より野菜一束 鶏十位 又

速ニ得候由申聞候 何の我等惣人数 無法ニ致侵掠 望の

所に兵器ヲ以取集メ可申候 且又 左様致シ候ハ、内ニ苟モ日

本或は支那麾下の兵器ニ自分相当リ 我強弱ヲも

相忖 且又 我等艱難困窮の段ヲ力ニ及候丈ケ 御救被下

候人情厚薄の程も驗シ申度候 我等企 実ニ強悪ニ候

若 牛御集丁寧ニ御指出被成候は 大天主の恩賜と

相悦可致踊躍候

我手証印監 舶長ステーヘン ヨンフソン

外料ハ我船夫ノ隊ノ 外料其姓名不可読

押寄候しらせの為ニ候 トロラ、ケル

右 薩摩老侯栄翁殿より ひそかに吉雄忠次郎へ託して

翻訳せし夷書の写

文政八年乙酉二月十九日御達 若年寄植村駿河守殿

御渡御目附方 江

異国船渡来の節取計方前々より数度被仰出有之 おろ

しや船の儀に付ては 文化の度改て相触候次第二候処 いき

りす船 先年 於長崎及狼藉 近来は所々 江 小船乗寄

薪水 食料を乞 去年ニ至り候ては 猥ニ致上陸 或は

廻船米穀 島方の野牛等奪取候段 追々横行の振

舞 其上邪宗門勸め入候致方も相聞候旁 難被捨

置事ニ候 一体いきりすニ不限 南蛮西洋の儀は

御制禁 邪教の国ニ候間 已来 何れの浦方ニおいても異

国船乗寄候を見受候ハ、其所ニ有合候人夫を以 不及

有無相扨 逃延候ハ、追船等不及差出 其分ニ指置

若押て致上陸候ハ、搦捕 又は打留候ても不苦候 本船近
付居候ハ、打潰候共 是又時宜次第取計へき旨 浦々
末々の者共迄申含 追て其段相届候様改て被仰出候
間 得其意浦々備手立の儀は 其地相応実用専
一二心懸ケて 重過不申様 又怠慢も無之永續可
致便宜を考 銘々存分ニ可被申付候 尤 唐 朝鮮
琉球などハ船形 人物も可相分候へ共 阿蘭陀船は見
分も相成兼可申 右等の船万一見損打誤候共 御察
当は有之間敷候間 無二念打払を心懸 国を不
失様取計候処専要の事に候条 無油断可被
申付候
右の趣 可被相触候

二月

国々の廻船 漁船海上におゐて異国の船ニ相親候儀ハ
前々より御法度の事ニ候 今船浦々ニおゐて異国
船乗寄次第可打払旨改て被仰出候間 船方 漁民
等弥嚴重ニ相守 船の乗筋等可成丈異船ニ出
会さる様心懸可申候 若異国人^江親ミ候儀を隠
置 後日ニ相顕ニおゐてハ 可被処嚴科 有体訴
出候ハ、一旦同意の者ニも御褒美可被下候間
不相包可申出者也

二月

右の趣 浦々へ建札致シ置候様 向々へ可被相触候

異国船国々へ渡来或は海上ニおゐて出会候節向々

よりの届書多分荒増の儀のみ申聞内実の事

精は難相分儀も有之間已来浦方末々迄も

不相包有体可申出旨兼々申含置兎角事実

無相違様申聞候儀專要たるへく候今般

異船打払候儀被仰出候も事を好候筋

ニは無之候へ共近来の様子難被捨置次第二付

被仰出候事ニ候条精々念入可被申付候

唐人乱

仙臺の赤毛船年々江にあらざるを以て又これ等
 の如くや俗に云ふ所の倭船と云ふものなり其船
 五六艘より十数艘あり其船の長さは帆は凡
 十丈あり帆は片也船臺船に所を以て其船は凡
 五一舟先船の方何やら沖中を時々往來す
 舟は鐵舟なりと云ふ事あり舟はもとより其
 石舟三艘あり其舟は重なるを以て舟は凡
 凡十丈あり又其沖中を里余り行進中と云
 良しと云ふ事あり仙臺の唐人（也）
 大膽なる船の唐人（也）
 依り仙臺の唐人（也）

唐人乱

仙台御蔵米 数年来 江戸於御蔵屋敷ニ 御入札 御払米
ニ相成候由 依て追々 為御積登ニ相成候処 此度右米舟
五七艘も登舟 仙台大湊石の巻より出帆にて 任風
数十分ニ帆ヲ張 通船登船の折節 不寄思ひも 何
国の舟共難見分 何やらん沖中にて 時々聞數百
舟の賊舟一勢ニ飛寄 カノ米舟へ近々と打寄
右米舟三艘計十重二十重ニ取巻 終二人舟共奪
候風聞候 夫より沖中へ二十里余も引退 海中ニ屯シ
良もすれハ 仙国ヲもウハイ取へく等ノクワ
タテ大胆不敵ノ唐人也
依之 仙台公より御堅メ防被仰付 國中誠ニ大乱也

今解舟身我々唐ノイキリスそわも考業海城
 シルシハは由り我々人々は主とて行くも今之
 説程はわが主とてしは便言をばたてしとて
 今之を言ふとてしは下
 實に是は海城唐舟とて押来仙臺三年舟は
 あり大礼より久し仙臺なるにありしを言ふに
 今之を言ふとてしは唐舟をり仲やに唐舟元三
 百五十ありとてしは七十九ありとてしは三
 艘ありとてしは下
 仙臺なるにありしを言ふに仙臺なるにありしを言ふに
 今之を言ふとてしは仙臺なるにありしを言ふに

全体 此舟賊ハ 唐ノイキリス其国ニて常業 海賊
ヲ致シ申由承リ居候 人々風聞ニてマチマチニて 今ニ実
説睨と相分兼申候 追便実否聞合可申上事ニ
奉存候 荒々左二印

一 浜手通へ 海賊唐舟多分押来 仙台公米舟等ニ
懸リ大乱 夫ゆへ 仙台より江戸行ノ米留出候由
尤金花山ふもとより 二十里余も沖中ニ 唐舟共三
百五十余も相見候 其内六七十間余ノ大舟二三
艘有之由ニ御座候
一 仙台より御触書の写 此度舟般（船）沖中ニ不限 浦口
迄も寄来右ニ付堅メ備被仰付候 左の通

高僧之風流
月滿生一國

二、南の壇を以て

五經妙義

一門歌中懷花人

蕭郎人よし

此作力固極遠城好足

自陽布能之靈
聖人曰收抄回春

日影西移

後友多

初回三万

其曰原

大橋より

大乗心

伊子書卷之二

海防之集説

一	高城寒風津の備	後藤	兵馬
一	同 蒲生の固備	和田	主馬之助
一	岡田より塩釜迄	天童	右近之助
一	亘理筏口竜浜城主	柴田	源三郎
一	同郡中浜花釜	大條	多門
一	麓郡石のまき	大條	藏人
	小竹 小渕	磯浜	城持 四人
	村田湯之助	瀬上美濃	
	黒沢備後	越田太郎	
一	同郡門脇より浜		
	不残高浜の備	伊達安芸殿	

海防之集説

一	大谷より氣仙沼浜	大門 筑後
一	宇田郡今神今泉浜	宮田 飛驒
一	成吉郡氣仙沼備	鮎貝伊織
一	宇田郡浜々不殘	
	釣師追加勢	中嶋左門
一	氣仙沼、広田備城主	津田大隅
一	長部より樂崎迄	伊達長門殿
一	名取郡国上浜	古内弘見
	同浦サキ清浜迄	
一	本吉郡尾サキ同火ノ尾小原迄	奥山松三郎

儒各教家之域也
 氣分仙居度母之福曰域也
 日野本一信城也
 佛里公乃再修之
 道理心由信之域也下信之
 本音類十三信城也
 日也信十三信
 柳生乃信信城也
 日工の信く小勢大是なりと信而龍養てま
 来者耶水ノ子也信
 市倉中より

海防之集説

一	深谷藪原迄城主	茂庭周防
一	気仙沼、唐舟見場同城主	平賀左内
一	同越木の備城主	伊達右近殿
一	俸里より大舟作り	真山慶作
一	亘理志田浜城主アト浜迄	伊達藤五郎殿
一	本吉郡十三ヶ浜城主	
	同追浜 十三ヶ浜	高谷木工
一	桃生大沼浜備城主	大寄日向
一	同所より浜々不残□□迄の備	布施長久之介
一	本吉郡北ノ方寄津浜	片倉小十郎

[illegible]

同南長清水同北一面不殘

右の通 此段御銘々被仰付 夫々御用意ニ候

一 岩城殿 一 安藤殿 一 白川殿

右三家御加勢

此外御大名方堅備被仰付候

一 三春殿 一 相馬殿

浜手通御城主不殘加勢

右の通 あらあら書認候 一覽ニ入候

右ハ文政八酉五月

右イギリス人唐人ト認館持ヲ城主其外不審不少書ニ候

西洋記聞魯鈍先生說 先生、卒田三郎衛門利明加賀人也

エケレス

大凡世界自らカレテ三ツノ大國トナル一ヲエケレスト云ハ一ヲトルコト云一ヲ
 リウス^{ロシヤ}ト云其中ニテエケレスハ國勢盛大シ豪傑良才ノ人多シ阿蘭
 陀ヲ初トシ世界大半エケレスノ屬國トナルエケレスノ都ヲロントト云北極五
 一度ヨリ六十度ニ及ヘル地ナリコレ世界第一ノ大都城郭ノ壯麗富饒及
 一カラス郭内ノ廣キ一凡六里四方ナリ蓋三十六町一里ノ積也周回皆石
 壁其高キ一三十餘丈例ニ石垣ヲ切抜テ石尖ヲ隋ヘ不垣ノ間ヲ仕
 來スル事自由ナル如クニ作ラレド也日ニ此ヲ掌ル者ヲノ火藥等ノ
 吟味ヲ盡シテ備リテシム其嚴重如此シ日夜急ルナシ是大都歐羅
 巴ノ東端ニアリ大洋ノ中一歩張ノ城郭廣大櫓樓高門天ニ接片一怪
 キ船舶都下ノ海上ヲ往來スル時ハ其故ヲ問ハス件ノ石尖ヲ以テ這城

西洋記聞魯鈍先生説 先生ハ本田三郎衛門利明 加賀ノ人也

エケレス

大凡 世界自ラ分レテニツノ大国トナル 一ヲエケレスエンケレス或ハイキリストモ言ト言 一ヲトルコト言一ヲ
リユス ヲロシアトモ言ト言 其中ニテエケレス尤国勢盛大ニして 豪傑良才ノ人多シ 阿蘭
陀ヲ初トして世界大半エケレスノ属国トナル エケレスノ都ヲロンドント言 北極五十
一度ヨリ六十度ニ及ヘル地ナリ コレ世界第一ノ大都 城郭ノ壮麗言語及
ヘカラズ 郭内ノ広キ事凡六里四方ナリ 盖三十六町一里ノ積リ也 周圍皆石
壁其高キ事三十余丈 間ニ石垣ヲ切拔テ石火矢ヲ備ヘ 石垣ノ間ヲ往
来スル事自由ナル如クニ作リタルト也 日々此事ヲ掌ル者ヲして 火薬等ノ
吟味ヲ尽シテ備ヲナサシム 其嚴重如此ニして 日夜怠ル事ナシ 是大都欧羅
巴ノ東端ニアリ大洋ノ中ヘ出張して城郭広大 鐘樓高門天ニ聳ヘ 怪
キ船舶都下ノ海上ヲ往来スル時ハ 其故ヲ問ハス件ノ石火矢ヲ以テ遙ノ城

上ヨリ火ヲ放テ是ヲ打破セテ島銃ヲ以テ撃ツ打カ如シ故ニユス初
 トン諸國、回船ニ雄威ニ思レ故ナラシムルノ海より往來スル者一人モ
 アレ事ナレ此ニ西洋ノ北方ニ龍興シ當今ノ世ニ到テ思ハ世界ノ半
 ヲ越テ併セタリ常ニ日附船ト号シ二百艘ヲ萬國ニ出シ世界ノ
 風聞ヲキミ詳ニ悉ク知シ是ヲ板ニ彫刻ノ評判スルト云毎事如
 此ニ悉ルナレ是故ニ年中天下ノ安危ヲ察シ能く虚實ヲ知ルノ面
 家ノ中ヲ見ルカ如シ其人機ノ大量ハ一事ニテモシテシテ是ハ世界
 随一ノ大剛國ナルヘシ

トルコ

トルコ、都ヲアリヤトス（イスタンブール）日本ヨリ地中海ノ東大海ノ出島ニアリテ舊
 都ヲエケフテトス（コンスタンティノープル）東紀ニテ餘里ナリ地中海ノ東大海ノ出島ニアリテ舊
 都ヲエケフテトス（イスタンブール）世界ノウナリテ古キナレハ此ニ到ルナリ是ヨリ三百餘里南ノ方アリ

上ヨリ火ヲ放テ 是ヲ打破ル事鳥銃ヲ以テ獸ヲ打カ如シ 故ニリユスヲ初
トして諸国ノ回船其權威ニ恐レ 故ナクしてエケレスノ海上ヲ往来スル者一人モ
アル事ナシ 此国西洋ノ北方ニ龍興シ 当今ノ世ニ到テ恐クハ世界ノ半
ヲ越テ併セタリ 常ニ目附船ト号して 二百艘ツ、万国へ出して 世界ノ
風聞ヲキ、詳ニ是ヲ糺シ 是ヲ板ニ彫刻して評判スルト言 毎年如
此ニ怠ル事ナシ 是故二年中天下ノ安危ヲ察シ 能虚実ヲ知ル事 面々
家ノ中ヲ見ルカ如シ 其人機ノ大量 此一事ニテモシラレタリ 是ゾ世界
随一ノ大剛国ナルヘシ

トルコ

トルコの都ヲアリヤト言 アメリカ中也日本より
東凡二千余里ナリ 地中海ノ東 大海ノ出島ニアリ其旧

都ヲエケフテト言 アフリカノ内也開闢ヨリ今ニ到テ凡七千余年
世界ノウチ開闢ノ古キ事此国ニ過ルハナシ 是ヨリ三百余里南ノ方ア

フリカノ東ニ至テルカ此國元ヲリユスモト相思フ其近キ都ヲ爰ニ遷
セシ事ハ全リモスコニア押シカ爲ナリ元ニ至ノ大都皆西洋ノ風中ニアリテ五
執事ヲ張リ頗ル鼎新ノ如シトルコエケスノ大都大海ヲ隔テ南北ニ就興シ此故ニ
リユスモ亦大ニトイヘ尺決シ西洋ノ内ヲ往來スルヲアタハス南北ヲ快ニ討シ
テヲ懼ルカナリ

リユス

真裔血正ノ本名ヲリユスト号ス本國ヲモスコニアト云創世ノ君ヲアトラ
ウト申テ極テ英傑ノ人也三十七歳ノ時死タニ都ヲヘナリウト云云同キ
據テ諸國ヲ征伐シ凡テ皆降ムヲ治メテ十四歳ニシテ明クシテ三代孫今ノ
世帝シ極テ賢明ノ君ニテシラアニアテリナリテ強盛皆其素ニ其
仁徳深ク其思ヲオトストイヘ尺亦勇猛ナリ大量量々ノ世大世界ノ内此君ニ

フリカ東ニ在ケルカ 此国元ヨリ リュス国ト相惡ム事甚シ 近年都ヲ爰ニ遷
セシ事ハ全クモスコヒアヲ押ヘンカ為ナリ 凡三国ノ大都皆西洋ノ最中ニアリテ互ニ
勢ヲ張り 頗ル鼎足ノ如シ トルコエケレスノ大都大海ヲ隔テ南北ニ龍興シ 此故ニ
リュスモ亦大国トイエトモ 決して西洋ノ内ヲ往来スル事アタハス 南北ヨリ挟ミ討レン
事ヲ懼ルハカ故ナリ

リュス

魯齋亜国ノ本名ヲリュスト号ス 本国ヲモスコヒアト言 創業ノ君ヲアトラヘー
ウルト申テ 極テ英傑ノ人也 三十七歳ノ時 新タニ都ヲヘチリボルト言所ニ開キ
抛テ諸国ヲ征伐シ 凡六十余国ヲ治メ 八十四歳ニして崩御也 其三代孫 今ノ
女帝也 極メテ賢明ノ君ニテ 名ヲアイーカテリナト申テ 謙遜質素ニして甚
仁愛深ク慈悲ヲ專トストイヘトモ 亦勇猛ナリ 大量当今ノ世 大世界ノ内 此君ニ

及フ人ナシニ亞墨利加歐羅巴ノ諸島迄モ来リて威名ニ恐ル者々聖
 女帝ナリトテ使服セズトナリ既ニ女帝ノ大德ニヨリテ北韃靼ノ大少リ服
 従シ於北亞墨利加ノ大國ヲ一國ニ併セテ外内徑一百八十度ヲ打越シ
 天下ノ半ハ大抵其威名ニ服シケル當時ノ清朝大皇帝トイハレ此ニ大國ニ比
 スレハ暫キ者スルヲ能ハス氏ハ乾隆四年辛丑歲金ウリニスノ屬國トナレ
 ニ女帝ノ命ニ依テ万里ノ七峰ニホリ切テ牛車ノ往來トナシ且精洞六
 ナ萬斤ヲ以一年ノ貢物ニ供セント包女帝徐々ニ開邊ヲ許シ終ニ大清
 ヲ屬國タラシム蓋此事情人秘密ニスルトイハレヒリカニ聞ヘタリ往年女帝
 古地圖ヲ檢査シテ古今ノ地圖意ノ皆一定セズ此故ニ改定セント欲スル志起
 フレツカト云物見船ヲ出シ天下ノ海洋ハ渺濶サテ天下海副ノ土地ノ東西徑
 度及南北緯度ヲ測リ究メ九七七年ノ内ニ大成スト云画國ノ洋中ニ船路ノ

及フ人ナシ 故ニ亜墨利加 欧羅巴ノ諸国迄モ悉ク其威名ニ恐レ 当今聖
 女帝ナリトテ従服セスト言事ナシ既 ニ女帝ノ大徳ニヨリテ北韃靼ノ大国ヲ服
 従シ 猶北亜墨利加ノ大国ヲして一円ニ併セ 其領内經一百八十度ヲ打越シ
 天下ノ半ハ大抵其威望ニ服シケル 当時ノ清朝大国トイヘトモ此三大国ニ比
 スレハ勢ヒ対スル事能ハス 此故ニ乾隆四年辛丑ノ歲 全クリユスノ属国トナル時
 ニ女帝ノ命ニ依テ 万里ノ長城三所ヲ切開キ牛車ノ往来トナシ 且精銅六
 十万斤ヲ以一年ノ貢獻ニ供ヘント乞 女帝徐クニ聞是ヲ許シ 終ニ大清
 ヲして属国タラシム 蓋此事清人秘密ニスルトイヘトモヒソカニ聞ヘタリ 往年 女帝
 古地図ヲ検査シテ 古今ノ地図悉ク皆一定セス 此故ニ改訂セント欲スル志起リ
 フレツカツト言物見船ヲ出シ 天下ノ海洋ヘ涉渡サセ 天下海副ノ土地ノ東西經
 度及南北緯度ヲ測リ究メ 凡七ヶ年ノ内ニ大成スト言画図ノ洋中ニ船路ノ

飛墨ヲ設ケルハフレカワノ海渡セシ舶路ニ大世界ノ大洋ヲ舶ル普ク衆
 カヤ世界ノ廣狹ヲ測量ノ地球ノ真國ヲ製作シ初メシ天地開闢以
 來此國ヲ最初トセリ

フランス

佛良機ハハ歐羅巴ノ内ニヤリ甚都^{パリス}ト云北極五十五度ノ地也
 風俗言語ノ務^レ々事々大世界ノ内此ニ及フハナシ諸國大抵此ニ凡係^ル
 以テ本^トス^ン又世界第一智慮暗^レル不也刀劍ヲ作り及鉄ヲ鍛
 フル^トモ初メテ此不ヨリ仕出シタル^ハ空中ヲ飛ル^ル器^ヲ初テ鉄炮ヲ作テ
 山海及地中ヨリ燭硝ヲ取テ火藥ヲ製スル^トモ皆此國ニテ工夫初メナリ
 或ハ時計ヲ作、初メ^モ此國^ニ廣大ナル火術言語ニ述^レ難キ^ヲヤリ唐土
 ニテ石火矢等ノ器ヲ称^ス云フハ此國名ヲ以即チ其器ニ名クル^ハ佛良機ト

飛墨ヲ設タル事ハフレツカツノ涉渡セシ船路也 大世界ノ大洋ヲ舶ル普ク乗
分ケ 世界ノ広狭ヲ測量して 地球ノ真図ヲ製作シ初メシハ 天地開闢以
来此図ヲ最初トセリ

フランス

仏良機^{フランス}国ハ欧羅巴ノ内ニアリ 甚^マ(其) 都ヲバレイスト言 北極五十度ノ地也
風俗言語ノ勝レタル事 大世界ノ内 此国ニ及フハナシ 諸国大抵此国ノ風俗ヲ
以テ手本トス事也 又世界第一智慮勝レタル所也 刀劍ヲ作り 刃鉄ヲ鍛
フル事モ初メテ此国ヨリ仕出シタル所也 空中ヲ乗ル船ヲ製シ 初テ鉄砲ヲ作テ
山海及地中ヨリ焰硝ヲ取テ 火薬ヲ製スル事モ 皆此国ニテ工夫シ初シ所ナリ
或ハ時計ヲ作り初メシモ 此国也 広大ナル火術言語ニ述ヘ難キ事アリ 唐土
ニテ石火矢等ノ器ヲ称して言事ハ此国名ヲ以 即其器ニ名ク(ツ)ル也 仏良機ト

書ノ即此ヲフウシト云（同玉よりカハ大智ノ英傑出スルニ云フ）元より小國ト雖大ニ同ニ候セテ居セテ福至國然蓋日月

五星ヲ測量シテ天文曆法ノ妙ヲ極メタルモ此不也近年フウシハヨリ五千里

南ノナナリヤ島（アフリカノ北）一役人リ此ニ南北ヨリ五條ニテ同日同刻ニ測量セシ

トイハリ是ハ近キ頃英里鏡トイフ遠目鏡ヲ製作シテ以日月五星ヲ見

極メタルヨリ大小瞭然トノ疑フモナク又今ヨリ今ニ世ニ當テ世界萬國ノ

トイハレ清和如キスう西洋ノ海ヲ得テ信用セサルハハシ我大日本ニテモ

政改廢ハ則チ西洋曆ヲ用ヒ玉フニモ以彼國ノ信疑ヲ察スニ

イタリヤ

歐羅巴己ノ南端地中海ノ最中ニ行クアト云國アリ此不ニ西洋ノ天子

都ニ玉フ相此ミ子トヤハタトハ日本ニテハ大正僧ノ唐おテハ竟蘇ノ如キ

ニテ子孫相續ノ事ニアラズ代ニ聖人ニ其ワケハ北亞里加大地子校ヨリ

書して即是ヲフランスト訓スル也

開国ヨリカカル大智ノ英傑出生スル故ニフランスノ元
ヨリ小国ト雖夫国ノ間ニ挟レテ屈セス独立国勢益強

日月

五星ヲ測量シテ天文曆法ノ妙ヲ極メタルモ此国也 近年フランスヨリ五千里

南カナアリヤ島

アフリカノ内也
小島出ル所也

へ役人ヲ遣シ南北ヨリ立挟シテ同日同刻ニ測量セシム

トイヘリ 是ハ近キ頃万里鏡トイフ遠目鏡ヲ製作して 是ヲ以 日月五星ヲ見

極メタリ高下大小瞭然トして疑フ所モナク見分タリ今ニ此ニ当テ世界万国広シ

トイヘトモ 清朝如キスラ西洋ノ法ヲ得テ信用セサルハナシ 我大日本ニテモ寛

政改曆ハ即此西洋曆ヲ用ヒ玉フ也 是ヲ以彼国ノ信疑ヲ察スヘシ

イタリア

欧羅巴ノ南端 地中海ノ最中ニイタリアト言国アリ 此国ニ西洋ノ天子

都シ玉フ 扱此天子ト申ハタトヘハ日本ニテハ太正マ僧マ大僧正也 唐土ナラハ堯舜ノ如キ

ニテ 子孫相続ノ事ニアラスして 代々聖人也 其ワケハ北亜墨加ノ太学校ヨリ 段々

殊不^レ知^レ世界ノ事ハ皆一統ニ當^レ代感服シル聖德ノ人ヲ舉
 テ此位ニ即シムルヲ誠ニ天下ノ公スルノ法也イギリスト云々大國ト云
 決斷成カキ事ハ是ノ故ニ其國ヲ清ルト云依テ政道ニテ度アルヲシ
 誠ニ世界第一ノ聖代ナルシ北亞墨利加内ニ學校ありコレ世界第一ノ
 學問也凡^レ三ナ^レ國ノ人情ニ不通人ヲハ學校ニお舉^レト云リ世界第一
 必^レ學校者ヲ學校ニ集^レテ聖德ノ如シ今ノ清和ノ人モ此學校ニ入道
 ヲ學^レフト云(一)

カムサスガ

大日本ヨリ良ニカモテ上ニ國アリカムサスカト云此ニ南^レ方ノ地端ハ北極五十一
 度ノ土地ニ北^レ方ノ地端ハ北極九十度ニ距^レル大正ニ夜國氷海ニ候ニ要
 害ヲ不構トイ(一)所要堅固ノ玉ニ成國ヨリ松前島ニおテ連續ノ凡^レ大

諸国ヲ経歴して 世界万国ノ人皆 一統ニ尊信 感服シタル聖徳ノ人ヲ挙
テ此位ニ即シムル事也 誠ニ天下ヲ公ニスルノ法也 イキリストコリユス等ノ大国 イヘ共
決断成カタキ事ハ 是ニ致して其指図ヲ請ルト言 依テ政道ニテ度アル事ナシ
誠ニ世界第一ノ聖代ナルヘシ 北亜墨加ノ内ニ学校所アリ コレ世界第一ノ
学問所也 凡三十ヶ国ノ人情ニ不通人ヲハ学頭ニ不挙ト言リ 世界万
国ノ学者 コノ学校ニ集ル事雲霞ノ如シ 今ノ清朝ノ人モ此学校ニ入テ道
ヲ学フト聞ヘタリ

カムサスガ

大日本ヨリ良ニ当テ上ニ国アリカムサスガト言 此国 南方ノ地端ハ北極五十一
度ノ土地ニして 北方ノ地端ハ北極九十度ニ距ル大国ニして 夜国氷海ニ続キ 要
害ヲ不構トイヘトモ要害堅固ノ国也 此国ヨリ松前島ニ到テ 連続して凡大

小二十二島アリ、所謂跳島是也

阿蘭陀

歐羅巴ノ内陸ニアルニ、城郭及都會、家作大方銅鉄石ヲ造作シ、
常ニ火災盜賊ノ憂ナシ、誠大安堵ノ住居也、百年以來阿蘭陀ノ都城アリ
ムスナルケンモ、堂作大造ニ成、跡國中皆銅鉄石ニテ家作スト、盜火ノ災ナシ、
安堵ノ剛、トナリ又阿蘭陀元ヨリ小國トイヘ、其都宮ヲ以、終ニ歐羅巴ニ
却ノ教ニ入リ、最ニ易ノ玉トナリシヲ、或日本ニ交易シ、大造ナル金銀ヲ得、
故ナリト諸王ニテ是ヲ羨ムカルハナシ、此モ其都宮ノ時ニ、海東文
易ノ金銀百萬兩餘也

大世界ノ大勢ヲ考ルニ、天地ノ間ニ大業ヲ立ルハ、必北極地ヲアルヲ凡五ナキ
ハ、一ノ地ニテ生シテ全身金鉄ノ如シ、如何ニ暑寒、風濕ニ當ルハ、一ニ苦痛ニ
ナキヲ以、精神強大神智、聰明ノ如クニ、万年ニ居スル事ナキナリ

小二十二島アリ 所謂 蝦夷是也

阿蘭陀

歐羅巴ノ内陸ニナル国ニハ 城郭及都会ノ家作 大方銅鉄石ニテノ造作ユヘ
常ニ火災盜賊ノ憂ナシ 誠大安堵ノ住居也 百年以来阿蘭陀ノ都城ア
ムステルダンモ當作大造ニ成就 國中皆銅鉄石ニテ家作スト也 盜火ノ災ナク大
安堵ノ剛国トナリ 又阿蘭陀元ヨリ小国トイヘトモ 其都宮ヲ以終ニ歐羅巴三
都ノ数ニ入り最繁昌ノ国トナリシ事 皆我日本ヘ交易して大造ナル金銀ヲ得ル
故ナリト 諸国ニテ是ヲ羨ザルハナシ

紅毛毎年長崎ヘ渡来
交易ノ金凡百万兩余也

大世界ノ大勢ヲ考ルニ 天地ノ間ニ大業ヲ立ル人ハ 必北極地ヲ出ル事凡五十度
以上ノ地ニテ生レテ 全身金鉄ノ如シ 如何ナル暑寒風湿ニ当ルトイヘトモ苦痛スル
事ナキヲ以 精神強大 神智神明ノ如クニして 万事ニ屈スル事ナキナリ

大業ヲ立モ理リニラスヤ

一明和八年卯六月八日トユノ廻船阿波不_ニ惹岸_一糧竭多_ニなる
 といふ云々訴けとハ即阿波守治昭彼等_ノ船_ニとす沈_ニ糧米
 若干を與_ニ五_一トル_ニ人阿州_ノ民_ノ急_ニ之_一の云々_ニを述_ニ阿波
 渡出帆_一何國_ノも_ニ多く_一海_ノ浪_ノヤ_ニか彼船_ノ薩摩_ノ大島_ノ船_ノと_ニも
 確_ニかけ_一ても田_ノ中_ノの人_ノ情_ノ意_ノ仁_ノる_ニ云_一或_ニ銘_一日本_ノへ_ニ信_一と通_ニ之_一と_ニも
 甲_ノ中_ノの大事_ノと_ニ係_一る_ニ儀_一と_ニ知_一せ_ニ々_一度_ノの恩_ノ政_ノを_ニ報_一謝_ニ之_一と_ニも_ニる_一云_一
 横_ニ又_一云_ニ記_一名_ノした_ニり_一長_ノ崎_ノ在_ニ耶_一の_ニなり_一是_ノ自_ノ和_ノ永_ノ守_ノ信_ノ正_ノ生
 証_ニ進_一心_ノを_ニ清_一而_ノ属_ノ友_ノと_ニ議_一し_ニと_一翻_ニ澤_一の_ニ機_一を_ニ馳_一せ_ニ東_一部_ノ云_一
 才_ノ師_ノと_ニ松_一平_ノ石_ノ進_ノの_ニ武_一元_ノ於_ニ花_一松_ノ平_ノ石_ノ進_ノを_ニ表_一々_ノ輝_ノる_ニ外_一田_ノ根_ノと_ニも_ニる_一
 意_ニ次_一相_ノ臣_ノ等_ノ秘_ノ議_ノ論_ノ區_ノに_ニあ_一る_ニか_ニ皆_一しく_ニ廿_一年_ノの_ニ内_一リ_ニエ_一ト_ニル_一云_一

大業ヲ立ルモ 理リニアラスヤ

一 明和八年卯六月八日 トルコ国の廻舶阿波国へ着岸し 粮竭たる旨
を以国主へ訴けれハ 即阿波守治昭 彼無心の趣意を聞澄し 粮米
若干を与へ玉へバ トルコ人 阿州候の慈意の忝き事を述へ 阿波
を出帆し何国ともなく涉渡セシカ 彼舶 薩摩国大島へ船をよせ
碇かけして日本の人情慈仁なるに感銘し 日本へ信を通せん意にや
日本の大事に係る儀を告知セ 今度の恩儀を報謝せんとする事を
横文字に記し出したり 長崎在勤の奉行夏目 和泉守信正其
注進状を請取 属官に議し是を翻訳し羽檄を馳せて東都へ寄
す時に 松平右近将監武元朝臣 松平右京太夫輝高朝臣 田沼玄蕃守
意次朝臣等秘に議論区々なりしか 皆いはく世界の内リユス トルコなど

まゝあるものなりといふは、いふまでもなく、
 昔は、左様なる異議のある事、あるとして、この國人、
 みな、一々、消えぬ、ぬく、あつても、いふ、抑、
 素、そ、う、なり、エ、國、の、島、に、い、入、
 出、して、流、を、を、
 此、
 一、天、明、八、年、成、申、の、春、
 河、
 船、
 入、津、
 其、
 船、

言国ある事 古よりいまた聞さる処なり 譬有之といふとも 今の世に於て左様なる異議可有事にあらすとして トルコの国人へ挨拶も不及いつしか消失たる如くになりける 抑其注進状の趣を探索するに リウス国ヨリ蝦夷の島々へ手を入る趣 専ら相聞候 速に船を出して諸島を守談し 是か備を設玉ハ、期して災害ハあるまじといへ共 極て日本大事に候間 よくよく御用心あるへしとの書なり 此注進状を出したる者ハ トルコ国の役人にして姓名はロンモリツ。アラアダル。ハンベンゴロウ。と言人成トルコ国はリウス国の敵国にして年来争戦やまざる国なる故 リウスの密計を日本へ告知セたるは全く阿

波侯の陰徳によりてなり

西洋
紀聞

一天明八年戊申の春 定例の阿蘭陀船 長崎に入津す 其舶

司マツラツシニ今年に感より大博學を達せしむる人
 械を足探り、東江大坂の交るを跟跡通の釣合を多く検査
 し、又より并れと号して軍兵へ素上の席に置く大坂に滞留の
 時野菱洞器持の布帛を買求のまが江庄に來て、時を達識
 探索種々の書籍を以てて、之を討編して、知を求むる例に
 未本丸を以て、之を相持せしめ、之を以て、之を以て、之を以て、
 又之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、
 万端首尾能く、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、
 其の三の餘り、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、
 一寛政四年壬子の秋、エレスの目付、船フレツカ、武器を以て、之を以て、
 之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、之を以て、

司アタムラツリシマン 今年二十三歳といへ共 博学達才にして 日本の人
機を見探り 京江戸大坂の交易金銀融通の釣合まで委く検査
し 夫より拝礼と号して関東へ参上の序ニ 暫く大坂に滞留の
時 夥敷銅器 種々の布帛を買求め 夫より江戸^江 来て博学達識
探索 種々の書籍を出して色々討論して知己を求め 例の通
御本丸へ登城して 献上物捧もの拝礼し整へ 委く御営中の様子
見貫き 剩へ殿上の間の御柱へむた書を残して後向のしるしとなし
万端首尾能御暇を玉ハリける 凡百万両ニ余る交易を勤め
万三千余里の大海を凌ひて無恙帰国したりける 同上

一寛政四年壬子の秋 エケレスの目付船フレツカツ武器を備たる様子
にて 豊前国小倉の沖に碇繋して暫く此辺の様子を見渡し

松風侵を聴訖きん祚をくくくく城壁より望原をくくく忠臣
 相臣此に違をすくくく物く武備の人敷に催し海濱に出くく窺
 くれけるなつかり来通くくくぬ祚をく帆を挙てり向國と四
 國の間を来通く何くくもくく走くくくくく年の元紀所名を歌
 押の崎へ急登して薪水を求るすくくをく紀州の祚をくく
 翌年又此船廻まのアカトれ由るのくくくく船をくく帰るの
 後上陸して種く法外のくくくくく前々役人きくくく創之け
 祚先を傳ふ通かかゆも諸くくく新くくく自を鑑察應えんとて
 中へ招き酒食を振舞ひ後く松前役人は由て腰を結くく何
 物もく双物形見は皆足物更くくく手延は大小をくくく
 両刀仗は板敷く新木を替方く伐て試みた切り味惡くくくは

猶風便を聴澄せん体に見えけるを 城主小笠原右近將監忠苗
 朝臣 此注進を聞給ふ拘り武備の人数を催し海浜に出して窺
 かハれける故フレツカツ乗通りさらぬ体にて帆を挙て 日向国と四
 国の間を乗通り 何くともなく走りけるか 其年の冬 肥州名草郡
 檜の崎へ着岸して薪水を求るよしを言て 紀州の様子を窺候
 翌年 又此船蝦夷のアブトの白鳥の間といふ泊^江 船を入 数日滞留の
 後 上陸して種々法外の事有ける故松前より役人を出して制之け
 れ共 言語不通故か少も諾事なく剩へ 有司を饗応せんとして船
 中へ招き酒食を振舞ひ 後に松前役人に向て 腰に指たる物何
 物ならむ 刃物ならは皆見物センと言より早く 手込に大小もき取
 両刀供に拔放し 薪木を持出し伐て試るに切れ味悪し 是にては

終有目ハ
アムウワ
シニシ
るー

戦場の用ニ鈍くしエケレス集 出来た事双狗にける利あり 有信

とて浅く切て之を切て直に薪木を切りて草茎切のやうに薪前
のやうな大小の微塵とてな彼色に濁るゝ無き面をとりて
エケレス人一巻とてこれより年陳の書を切り出さず色をとりて
とてむねより本より手探をいひ取理云云なり其内れ者も時局勢
ありともかゝるゝし晝寝をせむるゝ眼をむねに煙草を吞吸て空
ろりと送るゝなりエケレス國の人大口をちて後を丸吞て之を吞とて吞と吞
不知を吞止するゝなりと云ふなりと云ふなり

一是改正年癸丑九月三日より國王より臣等の諸客大座を重き
等より年へ送るゝなり一は時局送の諸客大座を重き等二十八歳地軸
軸より力の港より航して二千三百海里を航して航のよきなり

按有司ハ
アラムラツク
シマンなる
へし

戦場の用に鈍からむ エケレスにて出来たる刃物ハ これに利き事百倍
せり 試に切て見玉へとて 直に薪木を切けるに芋茎切るか如し 松前
の有司大小供に微塵とせし故 彼是と誼き不興なる面色を見て
エゲレス人一卷を取出し軍陣の書を嘲り笑ふ顔色にて 日本の詞
を遣ひ種々日本の手拔をいひ 瑕瑾言並へたり 其内に当時急務
あれともかまわす 昼寝をおもにし眼さむれば煙草を吞吸て空
ク日を送る内 リユス国の人大口をあけて 後より丸呑にせん事を夢にも
不知は 笑止千万なりといふたりけり 同上

一寛政五年癸丑九月三日 リユス国王より伊勢の漂客大黒屋幸太夫
等を日本へ送り歸されし時 護送の有司其名失念今歳二十八歳 北韃
韃ヲホツカの港より出帆して一千三百余里の北海を渡て蝦夷のねモロへ着

岸一石川が所志を所持し大子信清以下の倭人官を以て其
 輩を夫等と送りし所あり。然る彼未だ倭人官を以て江戸の如く
 交通新屋を有りしに^{桂川大親王殿}倭人官す之大子所を清一同に
 中府に如何譯含みしに江戸の人は知人阿もやと強き言ひれは
 去程を白先年阿某院よりリス一親ある時國命を依て家等親
 の初と司り六年以前に日本（渡津）くあるく長崎に往て官船の
 交る所御拜禮して江戸海城よりけり御禮と云人々其籍の
 二自而後一親意と云るにたふなるを能きしにたふなるに
 為り交通する所も不偏に述りしにや御世大子以下の衣冠等が
 りふ此人よりエス所の倭人の如きも若く人傑と云ふ年と云ふも皆
 其の殊なる者なりと飽大子人より日本は國の山河と地理の事

岸し 石川将監忠房 村上大学信清以下の御役人衆へ対面して無滞

幸太夫等を送りとりとけ相済ける 終て彼者 御役人衆に向ひ 江戸の知人^江

文通頼度旨申ける <sup>桂川大槻元琢
等数人なりと言</sup> 御役人衆聞之 大に肝を消し問ていわく

貴殿何頃如何訳合有て江戸の人^江に知人あるやと 強て尋けれバ彼

者徐答曰 先年 阿蘭陀よりリユスへ頼有ける時 国命に依て我等紅毛

の船を司り 六年以前に日本へ渡海して しばらく長崎ニ於て官船の

交易を勤 拝礼として江戸御城^江上りける砌 誰々と言人と書籍の事

ニ付問答致し懇意となりたる故 今度を能幸ひと存 安否尋の

為及文通旨 少も不偽申述けるにそ 将監大学以下の衆 益驚き玉ひ

ける 此人はリユス国の役人の内^江にても 名有人傑なり 若年といへとも 博学

秀才殊に美男にして 飽大量の人なり 日本伊勢国の山河など 地理の事

悉く知て幸太夫も居りね、若岸の時松前も武忌を飾りてめりも、海防と国の事を思へ彼人ニ十八歳も我一人と思ひ武忌を侍り、めりもり日本人は能病とて大に呉りぬるなり

一又化元年甲子九月八日普濟亞國の通信の使にぞ官名にニコラ

ル（ル）其名ハルサノトと云者クルセスト云船目として船一艘（オランダ）戻り、

人数八十一人（内四人日本人寛政四年秋）、その中アレキサンデルが書を携来し、

今日と云う入港、本必らるるの船跡ハ、我ふ一十八年八月

十一日（寛政三年）月廿四日（アタラ）は本國モスコビヤ、アシケルヤ港より出帆し、地中海を

乗船けカサリヤ島より、利未亞の島界をのり、メカラニヤより、南アフリカ

ヤフリカを乗ぬるに、シリヤ國をこり、南海を回り、今子七月廿日、カ

委く知て 幸太夫にも尋しなり 松前へ着岸の時 松前より武器を飾りて如何にも嚴重に海岸を固めけるを見て 彼人二十八歳なる我一人を恐れて武器を備へたり さても 日本人ハ臆病と言て大に笑けるとなり

一文化元年甲子九月八日 魯齋亜国の通信の使節 其官名ハ ニコウ

ルヘール、其名ハレサノツトと言者クルセンスラト言船司をして舶一艘 長千四間ナリ
横四間半

人数八十一人 内四人日本人寛政四年秋
魯齋亜国へ漂流スル処也 其国王アレキサンデルの奉書を持参し

今日長崎に入津す 本国よりの舶路ハ 其開国一千八百三年八月

十一日 享和二年亥六ノ月
二十四日アタル に本国モスコビア・アンゲレヤの港より出帆し地中海を

乗りぬけカナリア島より利未亜の鼻をのりメガラニヤに着て南アメリカ北アメリカを乗ぬけ□□ンリヤ国を過ぎ 南海を周り 今子七月二十日にカム

六カワトへ美芹此處に陸繋糸にておぼしく船を降め八月八日岩帆へをかう
 ント高ちて朝鮮を討つるも同とのりふをりて馬をり敷き十一日きき
 一美芹にせん何景院のかじりて連ひるもか首をたはし降す平休すも
 君臣の禮の如く相何あき左様す遠遠う来とも同くればセカトを
 ぬ此位は玉とてそ美芹を累り来ても退唐ふ後しとるるも抑や
 彼ふるも使ふの趣ハ敷々條々しき先つて五年休唐の源
 大皇座をさすると送ると板東のふも二渡を村上大皇座を不川の
 刻信牌とてむるも謝統や般使まといを物とてむるも是
 の先禮に八回の禮に桃安をのりお後の方の時計を仕込めると
 毛を以奉書とて江利にまゝりり國王様へ持てお命をうそ
 政務あり同他の方へお戻り給ふ物にすはる時港の船説を採

スカットカへ着岸 此処に碇繋してしばらく船を休め 八月八日出帆してカラ
フト島より朝鮮と対馬との間をのり 五島を歴て日数三十一日にて長崎
へ着岸 其節阿蘭陀のカビタン迎ひに出けるか 首を地に附て平伏す 其体
君臣の礼の如し 扱何故に左様に迂遠に乗候と問之ければ レサノツト答て言
如此位に国を見て乗候えは 累日乗ても退屈不致也と答ける 抑 今般
彼国より使節の趣ハ 数ヶ条有之候よし 先ツ 去ル寛政五年 伊勢の漂客
大国屋幸太夫等を送りて蝦夷のねモロへ渡来 村上太学殿 石川将監殿へ御渡し
の刻信牌を玉ハリ候 為謝礼 今般使節を以 産物を呈し候とて 千疊舗
の毛氈 二十八間の猩々緋 黄金の牛の腹の内に時計を仕込たるを指出し
是を以奉書を江戸へ呈し 自身 国王様へ捧ケ候様にと国命を受けて
致渡海候間 他の御人へハ相渡し難きの由レサノツト申聞候 崎港の難説を採

索す。は元年、船夷を呼び、西日船云に船来を乞ふ。通る。と般を船へ入
 津す。とより、自分以來、船を一通し、毎年交易の儀あり。と云ふ。其船は
 ぬや、船も運贈する。永代河を、陀田、折る。は、戸を、船を、國命の起
 る節、ある。是、演説す。其、崎、行、把、田、豊、後、古、其、帝、族、呼、る。は、自
 是、江戸迄、海、陸、數、十里、を、屬、を、往、來、幸、月、を、受、し、以、船、を、寄、る。を、通、信
 を、書、牒、に、隨、ひ、請、む。速、に、江戸、に、可、達、る。先、に、船、帆、を、此、方、より、け、ね、は、し、や
 ノ、ット、花、と、白、美、望、に、大、洋、を、越、へ、て、二、玉、通、信、の、機、命、を、乞、ふ。殊、に、其、意、を、
 乞、ふ。と、是、玉、子、母、は、其、命、を、幸、芥、を、委、する。に、ひ、き、く、速、に、以、
 差、み、舟、を、船、に、載、め、奉、ふ。於、て、も、諸、藩、を、起、し、既、に、三、年、の、食、料、を、
 船、中、へ、貯、へ、し、う、り、る。三、年、の、間、獲、得、す、お、待、つ、の、は、上、より、彼、國、より、是、に、是、
 指、す。玉、子、の、母、は、一、日、を、思、ひ、も、お、も、の、め、を、も、其、方、より、厚、に、紙、を、上、下、

索するに 先年蝦夷に於て 御目付衆に約束を究め候通り 今般長崎へ入
津する上は 自今以来 弥官舶を通し 毎年交易の儀いつはず候 品物ハ
如何程も運贈可申旨 永代 阿蘭陀同様に江戸拝礼して 国命の趣
相勤度旨 是演説す 長崎奉行肥田豊後守頼常挨拶には 自
是江戸迄海陸数千里を歴て往来年月を費し候 然は貴国より通信
を書翰ハ慥に請取速に江戸^江可達間先ニ帰帆可然旨被申ければ レサ
ノツト答て曰 万里の大洋を越へて二国通信の使命を奉る 殊に答書
なくして国に帰らば 君命を草莽に委するにひとし 此事速に御
答有ましき儀ハ 予め本国に於ても議論を起し 既に三年の食料ハ
舶中に貯へ来り候得ハ二年の間 御挨拶可相待との口上なり 彼国より江戸へ
捧る国王の奉書□通あり 何れも紅毛の如くなる至て厚き紙に 上下^江

邊要
考

一系通う金にと^て書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可
 文^を用^ひ冬^の書^きと^て書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可
 以^て進^める^に同^じ月^に仰^ぎ江^を兵^を司^す高^き土^を所^を大^に吹^く利^を厚^くと^て書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可
 年^に乙^丑五^月中^旬以^て之^を彼^に不^可進^める^に同^じ月^に仰^ぎ江^を兵^を司^す高^き土^を所^を大^に吹^く利^を厚^くと^て書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可
 凡^そ三^萬餘^人誅^を録^をを^て之^を廣^くけ^て然^ると^て江^を兵^を司^す高^き土^を所^を大^に吹^く利^を厚^くと^て書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可
 と^て之^を極^く少^く書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可
 後^に之^を書^き紙^を書^き一通に^て漢^文二^通ハ^を文^に通^じ不^可

一ハ^ンベ^ンコ^ウノ^事魯^西亞^ニテ^名ヲ^アウ^スト^云元^来ホ^リシ^ヤノ^士シ^カ故^{アリ}
 テ^モス^クワ^ニ囚^ジタ^リ領^悟ヲ^車量^{アリ}シ^蒙傑^ニ非^理ナル^ヲ有^テヲ^ホウ^カト
 ア^ムサ^スカ^トノ^間セ^レホ^ウヲ^セカ^フカ^トノ^所ニ^左遷^セラ^レテ^居タ^リシ^時イ^ハコ^イ
 ロ^ウハ^セロ^ウト^云二^人ノ^官士^口ニ^初重^物ヲ^積シ^大船^ニ乗^テ此^所ニ^来リ

辺要
分界
図考

一分通り金口を置たる紙に書て一通ハ漢文ニ一通ハ和文一通ハ国
文ニ皆同文に書たりと言へり 然るに仍て 豊後守殿より同九日 飛札を
以注進有 同月飛脚江戸着 御用番土井大炊頭利厚^江呈上す 文化二
年乙丑正月月中旬頃より 彼国より追々に舶凡百五十艘はかり渡来 人数大
凡三万余 旅館を段々に広げ 悠然として江戸の御左右相待居ける
といへとも 極めて厳密の事なれば 決して泄様なし 人間の雑説は
信するに足さるへし 同上

一ハンベンゴロウコノ事魯西亜ニテ名ヲ。アウスト言 元来ホリシア国ノ土也シカ故アリ
テ モスクワニ囚ハレタリ 穎悟ニして卓量アリシ豪傑也 非理ナル事有テヲホツカト
アムサスカトノ間セレホレツゴイセカーフカト言所ニ左遷セラレテ居タリシ時イツコイ
ロウ。バセローフト言二人ノ官士ロシヤエノ貢物ヲ積シ大船ニ乗テ此所ニ来ル

アウス曰、我願、蝦夷及日本、東海ヲ廻リ、南洋ニ出ス。亦、何レラント云ニ
 今時ヲ得タリトテ、蝦藉ニ至ル船ヲ奪テ、開帆セシトス。ハ、ワロフ大ニ怒ルセ
 口ハ、ワロフ曰、日本、東海ヲ廻リ、南洋ニ出ス。亦、何レラント云ニ
 求メ、開帆セシカ、ワロフモ、蝦夷ハ、善ク、海アルハ、此ニ、船ヲ、ワナキ、薪水ヲ、取タリ、イロ
イロハ、船ヲ、ウス、ワ、肯セス。是ニ、於テ、大ニ、打、擲、ノ、砂、濱、ニ、弃、置、テ、出、帆、ス、其
 後、詳ナル、ワ、知、ス、イ、ワ、イ、ロ、ハ、蝦、夷、人、ト、共、ニ、シ、モ、ウ、リ、カ、ム、サ、ス、カ、ニ、歸、ル、帝、其、心
 ノ、堅、キ、ワ、ヲ、賞、ム、ア、ウス、ハ、日本、ノ、東海、ヲ、廻、リ、テ、針、路、深、淺、ヲ、計、リ、四、國、ノ、海
 波、ニ、船、繫、ル、新、水、ヲ、取、ル、期、和、時、ニ、所、波、ノ、不、主、厚、リ、撫、卹、アリ、夫、ヨリ、阿、波
 ヲ、出、帆、シ、琉、球、國、大、島、ニ、至、リ、同、取、ヨリ、長、崎、ノ、紅、毛、船、比、丹、ニ、書、ヲ、送、リ、テ、阿、波
 ノ、不、主、厚、リ、恩、義、ヲ、謝、且、日本、ノ、油、断、ス、ニ、シ、キ、由、ヲ、告、越、セ、リ、夫、ヨリ、夫、空、ノ、南
 洋、ヲ、廻、リ、フ、ラ、シ、ス、國、ハ、ナ、リ、ナ、リ、フ、ト、云、ル、ニ、著、船、ノ、ア、タ、バ、又、其、地、ニ、居、ル、ト、云、ル、ハ、ヤ、ロ

アウス曰ク 我願クハ 蝦夷及ヒ日本ノ東海ヲ廻リ 南洋ニ出テ本国ニ帰ルラント志ニ

今時ヲ得タリトテ 狼藉ニ其船ヲ奪テ開帆セントス。イツコイロフ大ニ怒ル バセ

ロウーフ曰 日本ノ東海ヲ廻ル事 幸望ム所也トテ 共ニ船ヲ出シ 南方ニ針路ヲ

求メ開帆セシカシモシリ島ハ善キ湊アレハ 此ニ船ヲツナキ薪水ヲ取タリ イツコ

イロフハ船ヲ出ス事ヲ肯セス 是ニ於テ大ニ打擲して 砂浜ニ棄置テ出帆ス 其

後詳ナル事ヲ知ス イツコイロフハ蝦夷人ト共ニシモシリヨリカムサスカニ帰ル 帝其心

ノ堅キ事ヲ賞ス。アウスハ日本ノ東海ヲ廻リテ 針路深淺ヲ計リ 四国ノ阿

波エ船繋して薪水ヲ取ル 明和八
卯年也 時ニ阿波ノ国主 厚ク撫恤アリ 夫ヨリ阿波

ヲ出帆して 琉球国大島エ至リ 同所ヨリ長崎ノ紅毛加比丹エ書ヲ送リテ阿波

ノ国主ノ恩義ヲ謝シ 且日本ノ油断スマシキ由ヲ告越セリ 夫ヨリ天竺ノ南

洋ヲ廻リフランス国バテリーフト言所ニ著船して アウスハ又其地ニ居ルト言 バセロ

大船師ヲ率ニテ奔不立降リ日本及蝦夷ヲ池理南洋ノ方程ヲ言
 上ニ帝其大量ニシ智謀アルヲ賞ス（此後ニ付テハ不ヨリ加比丹ニ書クヲ是ニ加比丹並
 アウミクハ爾来テ世ニ主ニ説キ永八年長崎
 遠東ノ紅毛人トイフ國ヨリ書クヲ將來ニ國主ニ
 通ニ則ハ俄ニ之達ニ長崎ノ通商ヲ得セシメ此後無クモ復美ヲ賜フト云其頃文字七通
 則紅毛通商ヲ加比丹ニ副加比丹タニールアリナルト
 同ニニトワルルハ一イト新加坡也同ハシ譯セシムモ七通ノ内ニ
 通リ左ニ載ス

ウニコノ人王（此ノ人王トイフハ諸説異ナリ
 大なる人トイフ故ニ此ニ載セリ）

異國ノ八月上旬中ニシト上陸セリ及飢渴ハ此仕方ニ以テ歎ル所ニ人
 米水ヲ菓子ヲ食ハテ其奈ト云々室ニ在リ漂着ニ付右近礼ヲ
 送リ果モ冬ニ至リ國ノ人皆厚キヲ忍成難耐ナリ
（此ノ人王トイフハ諸説異ナリ
 大なる人トイフ故ニ此ニ載セリ）

長崎ニ至リ何モ陀々其越居ノ頭役ノ人ニ

フハ船師ヲ卒シテ本国エ帰リ日本及蝦夷ノ地理 南洋ノ方程ヲ言

上ス 帝其大量ニして智謀アルヲ賞して

一説ニ
アウス

後ニトイチ国ヨリ加比旦へ書簡ヲ送ル加比
旦長崎へ齎来テ出スモ言一説ニ安永八年長崎

渡来ノ紅毛人トイチ国ヨリ其書簡ヲ持来テ国王へ送ル則江

城ニ上達シ長崎ノ通詞シテ訳セシムト此ニ説忘ケハ非也

褒美ヲ賜フト言 其頃文字七通アリ

則紅毛通詞ヲして加比旦エ

此旦ニイルアルメナウルトレ
ントウエルレムヘイト新加比旦也

問ハシメ訳セシム 其七通ノ内ニ

通ヲ左ニ載ス

ウシマ^マ(ウワジマ)ノ人エ

ウシマ^マノ人エド申候者琉球の内
大島の人と申儀ニ相聞ヘ候

異国の八月上旬 ウシマ^マ江上陸仕居候処 及飢渴候段仕方を以 相嘆候所 島の人

米 水 薪 菓子類被相与 忝仕合ニ存候 寔無存 遂漂着ニ付 右返礼差

送り候品も無之候 御国の人情厚キ事 恩儀難謝奉存候

はろんもりつありあたるはんへんころう

長崎至リ 阿蘭陀より 差越居候頭役の人 江

數々我れを遠海上城諸君と内におひ目撃し地は漂泳の如く思ふ
 落城の内國に被殺せられたる面命致さず事甚不幸なり
 茲に一書致す候を以て我々等よりヨウト船二艘にかり上被殺せ
 られてかゝる死ス不之命致請要害之處日本國に罪を棄廻り着
 又一取子集り休苦の儀下取ヨウトトカレウツト諸社の名もあらずいふ事なくハ必至
 の云々ヤホニ名もあらずヨウトの如きアハル所ノ屬也
 考れば其案、ふつても六七三ノ地震の迫ると、各々、其子致入る。お付
 此木の地公赤道以北四十一度三十分は例是城の地也赤道以北四十五度三十分は
 東京の地なり故に数を量り北前
 迄或や微ちかし右切てかし近不クシイ又中名知リテトヤあり而も此地の境
 覺を榮も武々とは違ふ件といふ事ホーコエーテンシム。云一ハミズ頭より六尺
 聊も不陽玉若知又た之先ぬ新言致通しより元來少成ぬルス不の
 積木積中のヤニ多し後段より以後正に明きて殿にひん致希し且

数日の難風に逢 海上を凌罷在候内 再ひ日本の地江漂流いたし懇切の
陰を以 御国の御救を得申候 然れ共面会を不得事 甚不幸の至候
茲に一書を以 信を明し候ハ 我今年ガリヨウト船二艘 フレガツト一艘 かむし
かつてかより ルス国の命を請 要害の為 日本国の筋を乗廻り看

又一所に集り候筈ニ候

下記ガリヨウトフレカツトとは船の名有御座候 ルス国ニ申候ハノム
スコヒヤ国の一名ニ御座候カンシカツテカト申ハルス国ノ属国ニ御座候

必定

考れば 来歳ニ至りては マツマエノ地 其為 近所の島々江手を入候事と相聞
此等の地ハ 赤道以北四十一度二十八分に測量を得候也

赤道以北四十一度二十八分に測
量を得候と申ハ 数を量り松前

辺を申儀に
可有御座候

かむしかつてかの近所クルリイヌと申島に

クルリイヌト申島ハ阿蘭陀人の碇
図面相調申候ヘ共何方と申儀不相知申候

砦を築き 武具を込置候件の次第ホーゴエーデレンス江

対し
ホーゴエーデレンスト申ハ
紅毛国領分の人ニ御座候

聊も不隱置告知セ度候ヘ共 如斯書を通し候事 元来敵敷ルス国の
族等禁申候 今爰に信を尽し候儀を以 明□□もこひ候儀希候 且

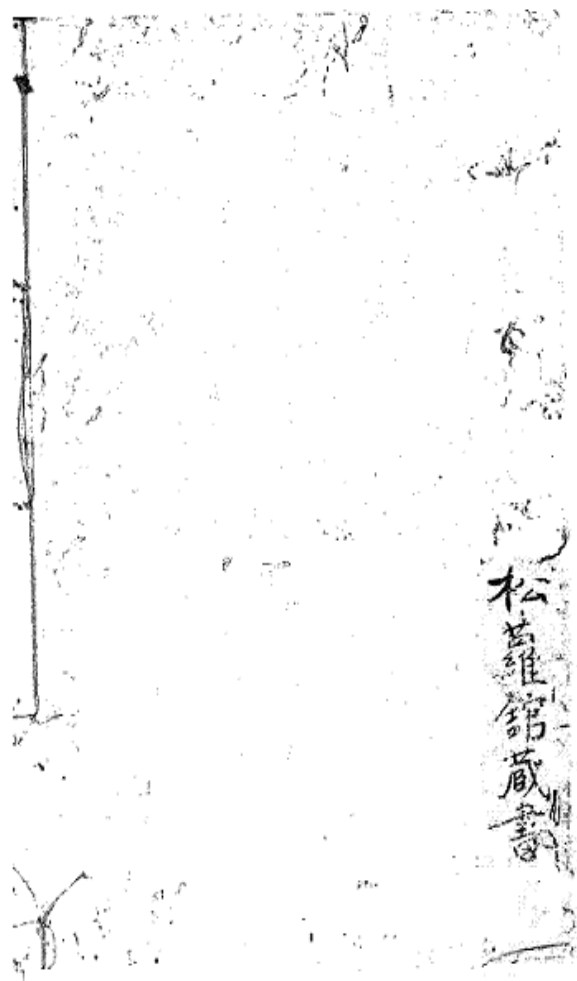
エウロツハの人物に候故の事と私に言 其邦より船を被出置 其害
を除き玉へ候と謹告報候

守重公千七百七十一年
千七百七十一年ユーリイ二十日 即 明和八年ニ当也

ウシマ^マ(ウワジマ)ニおいてはろんもりつあてあたねはんべんころう

- 一 絵図の如く認候有之候ハ かむしかつて海辺の絵図ニも可有之
哉 下二印 追書ニかむしかつてかの絵図残し置候由 相見申候
一 此島^江 来候故 かむしかつてかの図一枚差出置御用の為を

存候事



海防之集說

松蘿館藏書

※ 原本には、茨城県立図書館所蔵

「資料番号 001051194304 海防之集説」

を用いた。

解説
海防之集説

(松蘿館文庫 第一〇四卷)

発行日 平成三十一年三月

編者 茨城県立図書館

郷土資料整理ボランティアグループ

今泉友見、金沢多恵子、唐沢矩子、金原ヒロ
辻 雅子、中山真一、堀江克己、山崎弘道
柚原俊一、(五十音順)

事務局 茨城県立図書館情報資料課 長山尚子 矢澤美津子

発行者 茨城県立図書館

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸一五二三八